大口町地域防災計画

―資　料　編―

（平成２３年度修正）

大口町防災会議

目　　次

資　料　編

資料　１　防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
資料　２　雨量観測施設、風向・風速観測施設・・・・・・・・・・・・・・・・　３
資料　３　気象予警報等の種類と発表基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
資料　４　大口町消防団保有消防力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
資料　５　大口町消防水利設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
資料　６　丹羽広域事務組合消防本部通信系統図・・・・・・・・・・・・・・・　８
資料　７　水防施設設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
資料　８　防災資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
資料　９　生活必需品の備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
資料１０　大口町保有車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
資料１１　町内１級河川・重要水防箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
資料１２　水防注意箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
資料１３
資料１４　指定文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
資料１５　大口町避難所等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
資料１６　水道災害相互応援に関する覚書・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
資料１７　大口町自主防災組織設置推進要綱・・・・・・・・・・・・・・・・２３
資料１８　大口町自主防災組織資器材給付要綱・・・・・・・・・・・・・・・２５
資料１９　自主防災組織設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
資料２０　災害時における相互応援に関する協定（尾張北部広域行政圏）・・・２８
資料２１　災害時における相互応援に関する協定実施細則
　　（尾張北部広域行政圏）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
資料２２　愛知県内広域消防相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
資料２３　大口町防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
資料２４　大口町防災会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
資料２５　大口町災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
資料２６　大口町災害対策本部組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
資料２７　災害対策本部の所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
資料２８　災害対策本部設置及び非常配備計画（風水害）・・・・・・・・・・４９

資料２９　災害対策本部設置及び非常配備計画（地震）・・・・・・・・・・・・　５０
資料３０　大口町防災行政用無線運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
資料３１　大口町防災行政用無線取扱要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
資料３２　被害認定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
資料３３　災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準・・・・・・・・・・７２
資料３４　一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書・・・・・・・・７９
資料３５　プロパンガス災害対策に関する業務協約・・・・・・・・・・・・・８３
資料３６　大口町排水設備指定工事店協会災害復旧協力規則・・・・・・・・・８５
資料３７　航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整
　　に関する協定書（小牧基地関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
資料３８　航空事故に伴う災害が発生時の連絡調整に関する協定書
　　（岐阜基地関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
資料３９　災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償
　　に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
資料４０　災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する
　　災害派遣手当てに関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３
資料４１　災害支援協力に関する覚書（郵便局）・・・・・・・・・・・・・・９４
資料４２　ヘリポート用地の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
資料４３　愛知県防災ヘリコプター支援協定・・・・・・・・・・・・・・・・９９
資料４４　災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を
　　使用することに関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
資料４５　災害救援物資の緊急調達等に関する協定・・・・・・・・・・・・１０３
資料４６
資料４７　災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を
　　使用することに関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
資料４８　災害時における物資提供に関する協定・・・・・・・・・・・・・１１１
資料４９　災害時の医療救護に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・１１３
資料５０　災害時の医療救護に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・１１６
資料５１　災害時の歯科医療救護に関する協定書・・・・・・・・・・・・・１１９
資料５２　過去の主な風水害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２
資料５３　東海地方に影響のあった主な台風・・・・・・・・・・・・・・・１３６

資料１

防災関係機関

１　指定地方行政機関（内閣総理大臣が指定した機関）

- 名古屋地方気象台
- 中部管区警察局
- 東海北陸厚生局
- 中部経済産業局
- 第四管区海上保安本部
- 愛知労働局
- 中部近畿産業保安監督部
- 中部地方整備局
- 東海財務局
- 東海農政局
- 中部運輸局
- 東海総合通信局
- 中部森林管理局名古屋事務所
- 大阪航空局中部空港事務所

２　指定公共機関（内閣総理大臣が指定した機関）

- 独立行政法人国立病院機構
- 日本銀行
- 日本放送協会
- 中部国際空港株式会社
- 日本貨物鉄道株式会社
- 郵便事業株式会社
- 東邦瓦斯株式会社
- 中部電力株式会社
- 電源開発株式会社
- 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 独立行政法人水資源機構
- 日本赤十字社
- 中日本高速道路株式会社
- 東海旅客鉄道株式会社
- 西日本電信電話株式会社名古屋支店
- 郵便局株式会社
- 日本通運株式会社
- 関西電力株式会社
- ＫＤＤＩ株式会

3　指定地方公共機関（知事が指定した機関）

・愛知県土地改良事業団体連合会
・名古屋港管理組合
・犬山瓦斯株式会社
・社団法人愛知県トラック協会
・近畿日本鉄道株式会社
・名古屋臨海鉄道株式会社
・愛知環状鉄道株式会社
・名古屋臨海高速鉄道株式会社
・株式会社中日新聞社
・株式会社毎日新聞社
・株式会社中部経済新聞社
・株式会社産業経済新聞社
・社団法人共同通信社
・東海ラジオ放送株式会社
・名古屋テレビ放送株式会社
・株式会社エフエム愛知
・株式会社ＺＩＰ－ＦＭ
・名古屋高速道路公社
・社団法人愛知県歯科医師会
・社団法人愛知県エルピーガス協会
・愛知県尾張水害予防組合
・中部瓦斯株式会社豊橋供給センター
・津島瓦斯株式会社
・名古屋鉄道株式会社
・豊橋鉄道株式会社
・衣浦臨海鉄道株式会社
・株式会社東海交通事業
・愛知高速交通株式会社
・株式会社朝日新聞社
・株式会社読売新聞東京本社
・株式会社日本経済新聞社
・株式会社時事通信社
・中部日本放送株式会社
・東海テレビ放送株式会社
・中京テレビ放送株式会社
・テレビ愛知株式会社
・愛知県道路公社
・社団法人愛知県医師会
・社団法人愛知県薬剤師会

資料２

雨量観測施設、風向・風速観測施設

区　　分	設　置　場　所	備　　考
雨 量 観 測 所	大口町下小口七丁目１５５番地 （大口町役場）	愛知県高度通信 ネットワーク
	大口町上小口一丁目６２４番地 （丹羽広域事務組合消防本部）	庄内川系丹羽広域 事務組合観測所
風向・風速観測所	大口町上小口一丁目６２４番地 （丹羽広域事務組合消防本部）	

資料３

気象予警報等の種類と発表基準

気象・水象に関する予報警報

名古屋地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって尾張西部に災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときに「警報」を発表する。

種　　類	発　　表　　基　　準			
暴風（平均風速）	警報	陸上 20m/s 、海上 23 m/s	注意報	陸上 13m/s 、海上 16m/s
暴風雪（平均風速）		陸上 20m/s 、海上 23 m/s、雪を伴う		陸上 13m/s 、海上 16m/s、雪を伴う
波浪（有義波高）		内海 3m		内海 1.5m
高潮（潮位：ＴＰ上）		名古屋 3.5m		名古屋 1.7m
大雨		区域内の市町村で基準に達すると予想されるとき		区域内の市町村で基準に達すると予想されるとき
洪水		区域内の市町村で基準に達すると予想されるとき		区域内の市町村で基準に達すると予想されるとき
大雪（２４時間降雪の深さ）		平地２０㎝		平地５㎝
雷				落雷等により被害が予想される場合
乾燥				最小湿度 30％で実効湿度６０％
濃霧（視程）				陸上 100m
霜（最低気温）				早霜・晩霜期に３℃
低温（最低気温）				冬期：－４℃以下
着氷・着雪				著しい着氷（着雪）が予想される場合
記録的短時間大雨情報	100 ㎜（１時間）			

大雨基準

	種　類	雨量基準	土壌雨量指数基準
大口町	警報	１時間雨量５０㎜以上	―
	注意報	１時間雨量２０㎜以上かつ総雨量５０㎜以上 もしくは３時間雨量４０㎜以上	１１１㎜

洪水基準

	種　類	雨量基準	流域雨量指数基準
大口町	警報	１時間雨量５０㎜以上	五条川流域＝１７㎜ 合瀬川流域＝１３㎜
	注意報	１時間雨量２０㎜以上かつ総雨量５０㎜以上 もしくは３時間雨量４０㎜以上	五条川流域＝７㎜ 合瀬川流域＝５㎜

（注）１．土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５㎞四方の領域ごとに算出する。

２．流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５㎞四方の領域ごとに算出する。

資料４

大口町消防団保有消防力

分団名	車両名	登録番号	車名	登録年月日	形式等
秋 田 分 団	積載車	尾張小牧８３０ た１１－１９	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
豊 田 分 団	積載車	尾張小牧８３０ さ２１－１９	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
大屋敷分団	積載車	尾張小牧８３０ す３１－１９	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
外 坪 分 団	積載車	尾張小牧８８ さ８９－５０	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
河 北 分 団	積載車	尾張小牧 88 さ８９－４６	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
余 野 分 団	積載車	尾張小牧８８ さ８９－５１	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
上小口分団	積載車	尾張小牧８３０ さ７１－１９	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
中小口分団	積載車	尾張小牧８８ さ８９－４８	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
下小口分団	積載車	尾張小牧８８ さ８９－４７	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
ホバークラフト					

資料５

大口町消防水利設置状況

平成２４年２月現在

消火栓	１６９	南　管　区	５８	
		中　管　区	８０	
		北　管　区	３１	
防火水槽（公設）	１１６	南　管　区	３９	
		中　管　区	４８	
		北　管　区	２８	
		耐震性貯水槽	1	飲料用

防火水槽内訳（公設１１６・私設５３）

㎥	20～40	40～60	60～100	100～	計
一　般	7	１４５	9	5	１６６
飲料用				1	1
計	7	１４５	9	7	１６７

耐震性貯水槽（飲料用）

設置場所　大口中学校に設置

容　　量　１００㎥（一人一日３ℓとして３万３千人分）

資料６

丹羽広域事務組合消防本部通信系統図

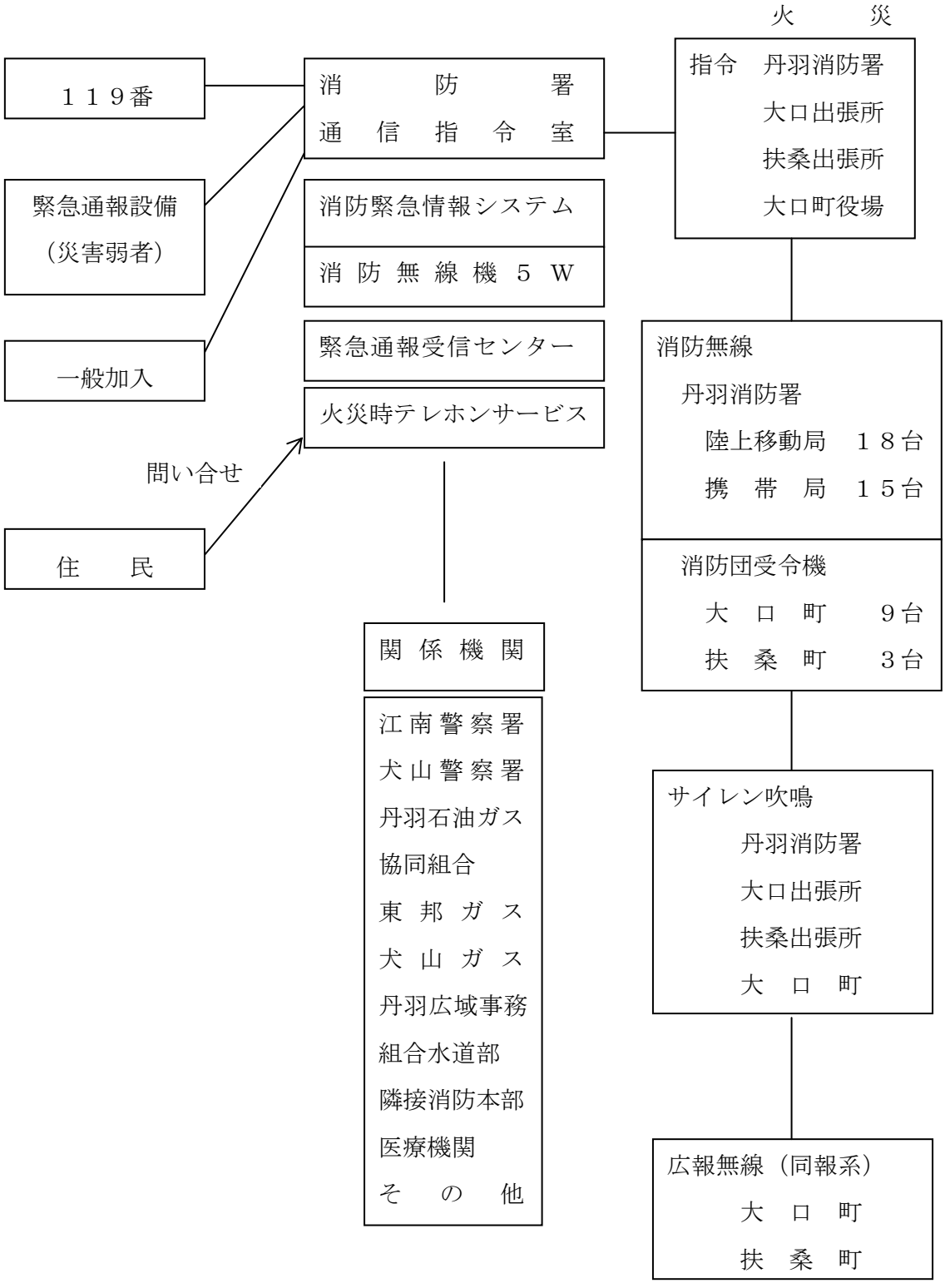

資料７

水　防　施　設　設　備

倉　　庫　　名	大　　口
所　　在　　地	丹羽郡大口町下小口
対　　象　　河　　川	五　条　川
担　　当　　分　　団	大　　口

主要機材	杭木（４～３m）	（本）	２００	ポリシート（3.6ｍ×1.8ｍ）	（枚）	１８
	杭木（２m）	（本）	１００	縄	（玉）	5
	杭木（1.5m その他）	（本）	３００	PP ロープ（太）	（巻）	9
	鋼管杭（1.5m）	（本）	３０	PP ロープ（細）	（巻）	6
	鉄杭（1.2m）	（本）	２００	鉄線	（kg）	８０
	ビニール袋	（枚）	10,000	ビニールパイプ	（本）	８０
	ポリシート（5.4m×7.2m）	（枚）	２０	ビニール布（1.5m 巾）	（m）	１００
	ポリシート（3.6m×5.4m）	（枚）	１４			
主要器材	たこ槌	（丁）	5	かなづち	（丁）	2
	掛矢	（丁）	１０	縄通し	（本）	6
	シャベル	（丁）	４０	鉄線切り	（丁）	2
	鋸	（丁）	5	シノ	（本）	5
	斧	（丁）	5	かけ樋	（本）	2
	ペンチ	（丁）	4	照明具	（台）	2
	鉈	（丁）	2	一輪車	（台）	2
	鎌	（丁）	２０	足場板	（枚）	5
	木鋏	（丁）	2	バリケード（A型）	（台）	２０
	箕	（丁）	5	カラーコーン（ヘッド・バー）	（組）	１０
	つるはし	（丁）	3	救命浮環	（個）	1
	ハンマー	（丁）	5			

資料８

防　災　資　機　材

品　　名			数　量	保管場所	管　理　課
毛　　布			７５０	食堂倉庫	町民安全課
懐中電灯			３０	無　線　室	町民安全課
炊き出し釜			４	中　倉　庫	福祉こども課
テ　ン　ト			１７	中　倉　庫６ 総合運動場７ 東　倉　庫４	福祉こども課 生涯学習課 町民安全課
シ　ー　ト			２７	中　倉　庫	町民安全課
濾　水　機			３	中　倉　庫	町民安全課
担　　架			２	中　倉　庫	町民安全課
トイレ	下水接続		１７	東　倉　庫 北小学校 （下水３）	町民安全課
	簡　易	和　式	１５		
		洋　式	４５		
可搬式投光器			２	東　倉　庫	町民安全課
自家発電機			２	東　倉　庫	町民安全課
防災ライト			１	東　倉　庫	町民安全課
避難所間仕切り			５０	東　倉　庫３４ 北小学校１２ 健康文化センター　４	町民安全課 福祉こども課

資料９

生 活 必 需 品 の 備 蓄

（平成２４年２月現在）

物　資	数　　量	備蓄場所	備　　考
アルファ米	２，５００食	食 堂 倉 庫	３種類（赤飯・白飯・山菜）
缶 詰 パ ン	２，０１６缶	食 堂 倉 庫	
クラッカー	８，７５０食	食 堂 倉 庫	
カロリーメイト	８４０食	食 堂 倉 庫	
粉 ミ ル ク	６，８８４g	食 堂 倉 庫	
救　急　箱	１６セット	食 堂 倉 庫	
被　　服	７，５３６枚	食 堂 倉 庫	おむつ等（子供　4,468 枚 大人　1,348 枚 女性　1,720 枚）
給水用タンク	３３個	丹羽広域事務組合水道部	３００ℓ
水　　袋	５，７００袋	食 堂 倉 庫	６ℓ（手提げ・背負い型）
飲料水の供給	１００㎥	大口中学校	耐震性貯水槽
生活雑用水	２００㎥ ２００㎥	役場駐車場 河 北 学 供	耐震性貯水槽 耐震性貯水槽

資料１０

大　口　町　保　有　車　両

区　　分	車　名	車　　番	年　式
１号車	トヨタ	尾張小牧 300 ゆ 66-51	平成１６年
２号車	トヨタ	尾張小牧 300 ゆ 66-52	平成１６年
３号車	トヨタ	尾張小牧　59 む　1-02	平成　７年
中型バス	三　菱	尾張小牧 200 は　　11	平成１０年
ワゴン車	トヨタ	尾張小牧 301 た　27-24	平成１７年
消防指揮車	トヨタ	尾張小牧 800 せ 27-40	平成２４年
消防指令車	ニッサン	尾張小牧 800 さ 97-98	平成１３年
プリウス	トヨタ	尾張小牧 530 た　　50	平成１２年
アルト１	スズキ	尾張小牧　40 ま 10-94	平成１０年
アルト２	スズキ	尾張小牧　40 む 47-45	平成１２年
交通パトロール車	トヨタ	尾張小牧　59 む　9-22	平成　７年
日赤救護車	トヨタ	尾張小牧 501 つ 39-77	平成１５年
プリウス	トヨタ	尾張小牧 530 す　8-30	平成１０年
スターレット	トヨタ	尾張小牧 500 そ 79-03	平成１０年
スターレット	トヨタ	尾張小牧 500 そ 79-04	平成１０年
プロボックス１	トヨタ	尾張小牧 400 て 86-99	平成１９年
プロボックス２	トヨタ	尾張小牧 400 と 19-11	平成２０年
プリウス	トヨタ	尾張小牧 530 ち　　50	平成１２年
軽四トラック	スズキ	尾張小牧　40 ゆ 60-80	平成１６年
トラック	トヨタ	尾張小牧 400 せ 46-07	平成１３年
トラック	トヨタ	尾張小牧 400 て 71-30	平成１９年
ハイゼット	ダイハツ	尾張小牧 480 か 40-54	平成２２年
ハイゼット	ダイハツ	尾張小牧 480 か 41-15	平成２２年
コロナ	トヨタ	尾張小牧 500 つ 62-55	平成１１年
ワゴン車	トヨタ	尾張小牧 100 す 93-25	平成１９年
軽四トラック	スズキ	尾張小牧　40 ま 10-95	平成１０年
エブリイ２	スズキ	尾張小牧 480 え　5-91	平成２０年
ヴィッツ	トヨタ	尾張小牧 502 は 29-01	平成２３年
プロボックス青パト	トヨタ	尾張小牧 502 は　1-97	平成２３年
スクラム	マツダ	尾張小牧 480 き　8-32	平成２３年
給食センタートラック１号車	トヨタ	尾張小牧 100 さ 95-22	平成１５年
給食センタートラック２号車	トヨタ	尾張小牧 100 さ 95-23	平成１５年
フォークリフト			

資料１１

町　内　１　級　河　川

水　系	河川名	区　　間	
		上　　流　　端	下流端
庄内川	合瀬川	左岸　犬山市大字橋爪字榎坪 39 番の 1 地先 右岸　犬山市大字橋爪字大橋 31 番地地先	新川への合 流 点
庄内川	五条川	犬山市字西片草 48 番の 1 地先の五条川分流樋門	新川への合 流 点
庄内川	巾下川	左岸　大口町二ツ屋二丁目 117 番の 2 地先 右岸　大口町二ツ屋二丁目 142 番地先	五条川への合流点
庄内川	矢戸川	左岸　大口町大字秋田字西郷前 27 番地先 右岸　大口町大字豊田字藤ノ木 1 番地先	巾下川への合流点
庄内川	境　川	左岸　大口町大字外坪字大長 170 番地先 巾下川分流点 右岸　大口町大字外坪字大長 168 番地先	巾下川への合流点

重　要　水　防　箇　所

水　名	河川名	地　　名	左右岸別	延長（m）	理由	重要度
庄内川	合瀬川	大口町外坪 （合瀬大橋上下流）	左	30	漏　水	B
庄内川	五条川	大口町豊田一丁目から 堀尾跡一丁目まで	左	1,600	堤防高不　足	要

（注）表中、重要度欄のＡは、水防上最も重要な区間をいう。
Ｂは、Ａ区間の次に重要な区間をいう。
Ｃは、やや重要な区間をいう。
要は、要注意区間をいう。

資料１２

水　防　注　意　箇　所

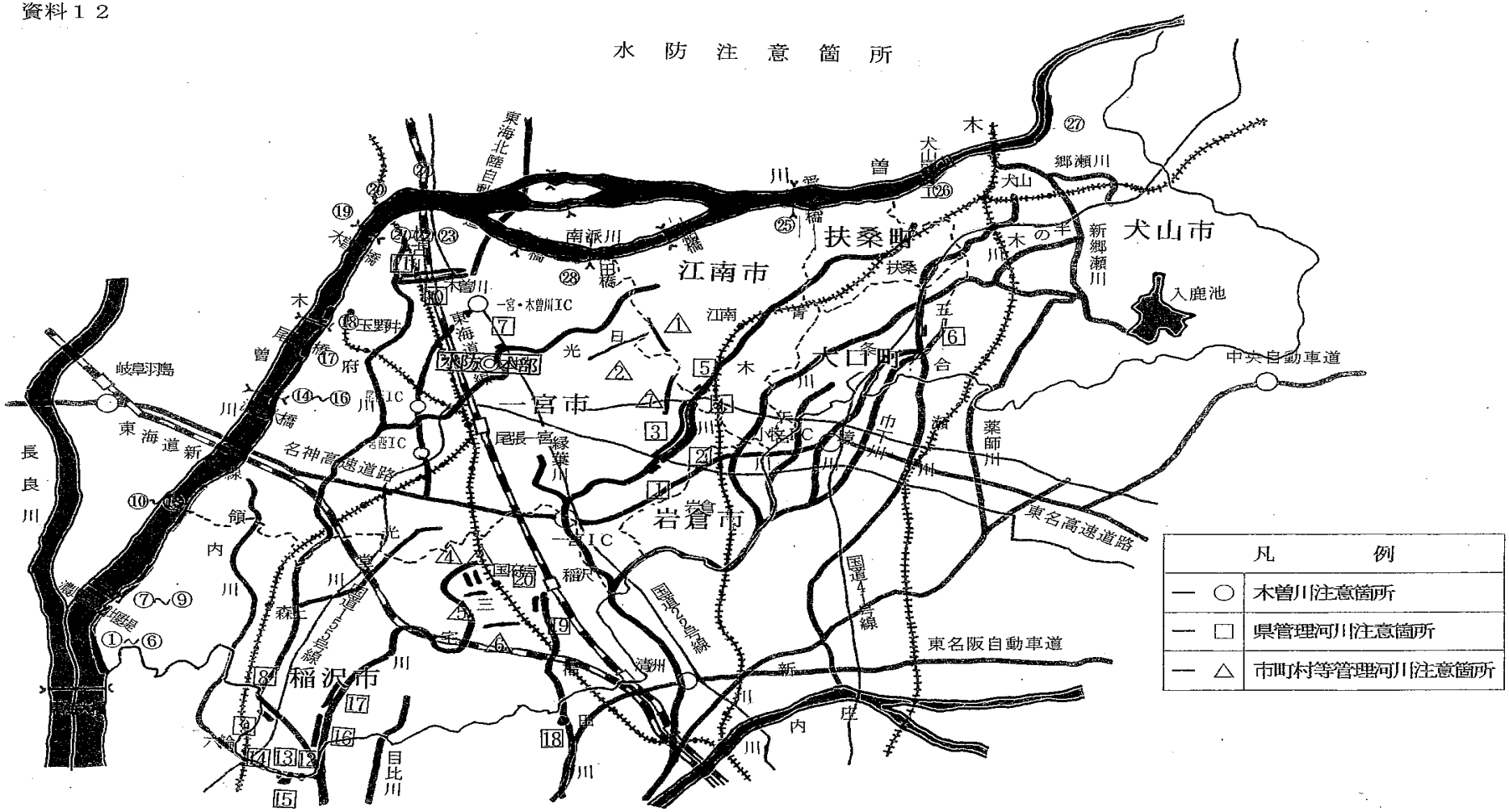
江南市
一宮市
岩倉市
稲沢市
扶桑町
大口町
犬山市
木曽川
長良川
岐阜羽島
東海道新幹線
名神高速道路
東海北陸自動車道
中央自動車道
東名高速道路
東名阪自動車道
一宮・木曽川IC
一宮IC
尾西IC
岩倉IC
国道155号
国道41号
国道22号
県道65号線
県道一宮犬山線
県道一宮稲沢線
県道一宮江南線
県道一宮岩倉線
県道一宮大口線
県道一宮扶桑線
県道一宮緑線
県道一宮尾張線
県道一宮東海道線
県道一宮玉野井線
県道一宮府中線
県道一宮領内線
県道一宮光堂線
県道一宮三宅線
県道一宮宮西線
県道一宮森上線
県道一宮六輪線
県道一宮目比川線
県道一宮清州線
県道一宮新内座線
県道一宮日光線
県道一宮青木線
県道一宮五合線
県道一宮犬山線
県道一宮木の下線
県道一宮新郷瀬川線
県道一宮薬師川線
県道一宮巾下線
県道一宮瀬古線
県道一宮合瀬線
県道一宮木曽川線
県道一宮木曽川堤線
県道一宮木曽川堤線
県道一宮木曽川堤

資料１４

指定文化財一覧

区分	類　別	指定年月日	名　　称
国指定	工　芸	昭 25. 8.29	刀（無銘伝守利）
県指定	彫　刻	昭 34. 1.16	鋳鉄地蔵菩薩立像
	工　芸	昭 37. 3.10	狛犬（一対）
	工　芸	昭 44. 6.23	銅造千体地蔵尊附聖徳太子像
町指定	史　跡	昭 35. 6. 8	白山古墳群
	史　跡	昭 35. 6. 8	善光寺塚古墳
	史　跡	昭 35. 6. 8	桜塚古墳
	史　跡	昭 35. 6. 8	大日塚古墳
	考　古	昭 42. 5.16	乳文鏡
	工　芸	昭 42. 5.16	大鈴
	工　芸	昭 42. 5.16	鰐口
	彫　刻	昭 43. 9.10	聖観音坐像
	彫　刻	昭 43. 9.10	釈迦如来立像
	彫　刻	昭 43. 9.10	薬師如来坐像
	考　古	昭 46. 8.25	石棒
	考　古	昭 46. 8.25	石棒
	考　古	昭 48.10. 5	北替地遺跡出土の土器
	考　古	昭 48.10. 5	四神二獣鏡
	考　古	昭 48.10. 5	石剣
	史　跡	昭 48.10. 5	堀尾氏邸宅跡
	建造物	昭 48.10. 5	徳林寺中門
	考　古	昭 50. 6. 2	有舌尖頭器
	考　古	昭 50. 6. 2	有舌尖頭器
	考　古	昭 50. 6. 2	有舌尖頭器
	考　古	昭 50. 6. 2	壷形土器
	考　古	昭 50. 6. 2	西山神遺跡出土の石器
	民　俗	昭 50. 6. 2	湯の花の神事

区分	類　別	指定年月日	名　　称
	考　古	昭 51. 3.10	地蔵堂遺跡出土の石器
	考　古	昭 51. 3.10	下林遺跡出土の土器
	考　古	昭 51. 3.10	石棒
	考　古	昭 51. 3.10	大御堂遺跡出土の土器片
	考　古	昭 51. 3.10	清水遺跡出土の土器
	考　古	昭 51. 3.10	磨製石斧
	天然記念物	昭 51. 8.10	マメナシ
	考　古	昭 51. 8.25	いわき塚古墳出土の副葬品
町	考　古	昭 51. 8.25	飾 把 手 付 坏
	考　古	昭 51. 8.25	白木遺跡出土の土器
	天然記念物	昭 52. 8. 7	山　　柿
	考　古	昭 52. 8. 7	向江遺跡出土の土器と石斧
	考　古	昭 52. 8. 7	弥生系小型仿製鏡
	彫　刻	昭 54. 2.26	木 仏 尊 像
指	考　古	昭 54. 2.26	曲 玉 ・ 管 玉
	天然記念物	昭 54. 2.26	山　茶　花
	建造物	昭 60. 1.16	徳 林 寺 山 門
	考　古	昭 60. 1.16	広縁宮廷式土器・無頚脚付土器
	史　跡	昭 60. 1.31	仁 所 野 遺 跡
		昭 60.12.14	しょうねん塚古墳
定	建造物	平 10. 3.30	八 劔 社 拝 殿
	民　俗	平 17.4.26	虫　送　り
	彫　刻	平 20.11.28	獅 子 狛 犬
	彫　刻	平 21.12.25	不 動 明 王 立 像

資料１５

大　口　町　避　難　所　等　一　覧

施設名	電話	所在地	災害対策本部	避難所				ヘリポート可能場所				飛行場外離着陸場	応急仮設住宅候補地	耐震性貯水槽（飲料用）
					構造	収容可能人数			面積（㎡）	機種別	地籍（m）			
						一時避難所	長期避難所							
大口町役場	95-1111	下小口七丁目１５５	○		鉄筋３階									
大口南小学校		奈良子三丁目１１６		○	鉄筋２階	220	140	○	8,695	小型機	80×70			
大口北小学校		中小口三丁目２５８		○	鉄筋２階	310	200	○	14,250	小型機	85×120			
大口西小学校		余野六丁目４４０		○	鉄筋２階	180	120	○	8,832	小型機	60×80			
大口中学校		丸一丁目３８		○	鉄筋２階	370	250	○	13,362	小型機	100×50			○
大口町屋内運動場		小口字城屋敷１２３		○	鉄筋２階	160	110	○	5,562	小型機	70×50			
大口町民会館	95-6771	丸二丁目８		○	鉄筋２階	200	130							
大口町健康文化センター	94-0061	伝右一丁目３５		○	鉄筋５階	490	310	○	5,069	中型機	50×60			
大口町総合運動場	95-3155	下小口六丁目１５０							17,536	大型機	181×101	○		
わかしゃち国体記念公園		上小口三丁目１８１											○	
秋田グラウンド		秋田二丁目４４番地１											○	
				7		1,930	2,170	6				1	2	1

資料１６

水道災害相互応援に関する覚書

（趣旨）

第１条　この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第２条　会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第３条　会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

２　応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第４条　各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

(1)　応援給水作業

(2)　応急復旧作業（原則として仮復旧、第１次応急復旧作業）

(3)　応急復旧資機材の供出

(4)　工事業者のあっせん

２　前項第１号及び第２号の作業の期間は、原則として７日以内とする。

（要請の方法）

第５条　応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1)　会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

　地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

　支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

(2)　名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3)　県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を

要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2　応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により行い後に文章を速やかに提出するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　必要とする資器材、物資等の品名及び数量

(3)　必要とする職員の職種別人員

(4)　応援の場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に揚げるもののほか必要な事項

（応援体制）

第６条　応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2　応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

（受入れ体制）

第７条　応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2　資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置き場等を確保し、これらを管理するものとする。

（費用の負担）

第８条　第４条各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。

ただし、同条第１号に要する費用については、応援期間が２日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2　応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

（損害の賠償）

第９条　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は応援した会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

（業者への協力要請）

第１０条　支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

（救援体制表の作成）

第１１条　会員は、救援体制表(別表第 1)１０部を毎年 4 月末日までに支部長へ提出するものとする。

２　支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第１２条　この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

（適用）

第１３条　この覚書は、昭和５３年３月２９日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各１通保有する。

昭和５３年３月２９日

日本水道協会愛知県支部長豊橋市長
愛知県公営企業管理者水道局長
名古屋市水道事業管理者水道局長
瀬戸市長
尾張旭市長
愛知中部水道企業団企業長
日本住宅公団中部支社長
半田市長
常滑市長
東海市長
大府市長
知多市長
愛知三島水道企業団企業長
阿久比町長
東浦町長
南知多町長
美浜町長
尾張北部水道企業団企業長
岡崎市長
碧南市長
刈谷市長
豊田市長
安城市長
知立市長
高浜市長
西三河南部水道企業団企業長
幸田町長
額田町長
藤岡村長
小原村長
足助町長
下山村長
旭町長
稲武町長

武豊町長
一宮市水道事業管理者
春日井市長
津島市長
犬山市長
江南市長
尾西市長
小牧市長
岩倉市長
春日村長
清洲町長
木曽川町長
七宝町長
美和町長
蟹江町長
佐織町長
八開村長
稲沢中島水道企業団企業長
西春日井郡東部水道企業団企業長
海部南部水道企業団企業長
豊橋市水道事業管理者水道局長
豊川市長
蒲郡市長
新城市長
音羽町長
一宮町長
小坂井町長
御津町長
田原町長
赤羽町長
渥美町長
設楽町長
東栄町長
豊根村長
富山村長
津具村長
鳳来町長
作手村長

立会人　愛知県衛生部長

資料１７

大口町自主防災組織設置推進要綱

昭和 60 年 3 月 30 日
大口町告示第 13 号

（目的）

第１条　この要綱は、町民の生命、身体及び財産を地震風水害から保護するため隣保協同精神に基づく自発的な防災活動を行う自主防災組織の設置推進を図り、もって地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（設置推進事業）

第２条　町は、自主防災組織の設置推進を図るため防災関係機関と連携を図り、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1)　自主的な防災組織の必要性を認識させ併せて防災意識の高揚を図るための広報活動

(2)　自主防災組織の組織づくりの指導及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育

(3)　自主防災組織の充実を図るための補助

（自主防災組織の規模）

第３条　自主防災組織の規模は、区長を置く行政区を単位とする。ただし、町長が、特に必要と認めるときは、行政区にとらわれることなく一つの自主防災組織とすることができる。

（自主防災組織の名称）

第４条　自主防災組織の名称には、自主防災会という文字を用いるものとする。

（自主防災組織の活動）

第５条　自主防災組織においては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1)　平常時の活動

ア　防災知識の普及に関すること。

イ　防災訓練の実施に関すること。

ウ　火気使用設備器具等の点検に関すること。

エ　防災活動に必要な資機材の整備に関すること。

(2)　災害時の活動

ア　情報の収集、伝達に関すること。

イ　出火防止及び初期消火に関すること。

ウ　救出、救護に関すること。

エ　避難誘導に関すること。

オ　給食、給水に関すること。

カ　環境衛生に関すること。

キ　警戒宣言等の発令時における対策に関すること。

２　自主防災組織においては、その活動を効果的に行うため、あらかじめ具体的な防災計画を策定する。

３　組織の編成は次のとおりとする。

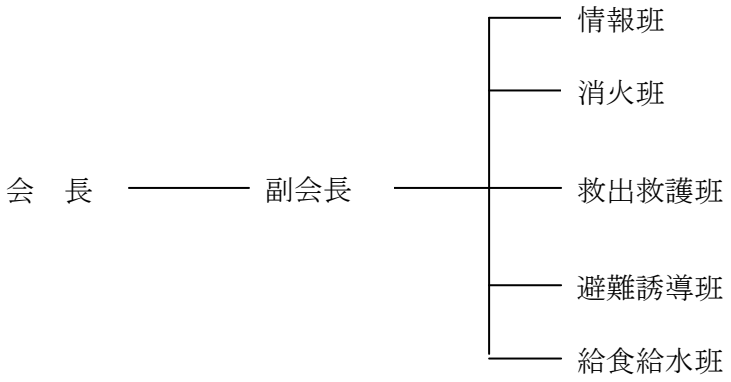

（規約）

第６条　自主防災組織設置にあたっては、目的や機構を明確にした自主防災会規約を定めるものとする。

（その他必要事項）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

資料１８

大口町自主防災組織資器材給付要綱

昭和 62 年 8 月 7 日
大口町告示第 32 号

（目的）

第１条　この要綱は、大口町自主防災組織設置推進要綱に基づき、新たに設置された自主防災組織（以下「防災会」という。）に対し、自主的な防災活動を実施するに必要な資器材を給付することにより、防災会の活動の推進を図るものとする。

（防災用資器材の給付）

第２条　町が防災会に給付する資器材は、別表のとおりとする。

（申請）

第３条　前条の規定により、資器材の給付を受けようとする防災会は、次の書類を町長に提出しなければならない。

(1)　防災資器材給付申請書（様式第１）

(2)　防災会防災計画書

（決定）

第４条　町長は、前条の規定により、給付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、給付を適当と認めたときは、防災用資器材給付決定通知書（様式第２）により申請者に通知するものとする。

（届出）

第５条　防災会は、防災会規約又は防災計画に変更があったときは、速やかにその旨届出なければならない。

（検査）

第６条　町長は必要に応じて資器材を給付した防災会に対し検査することができる。

（その他必要事項）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成８年 3 月 28 日　大口町告示第 19 号）

この要綱は平成８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

防災用資器材給付一覧表

資器材名	数量	資器材名	数量
標旗	1	救急セット	1
担架	1	ナイロンロープ	1
トランジスターメガホン	1	強力ライト	1
保管庫	1	長靴	7
腕章	7	防災服	7
ヘルメット	7	のこぎり	2
バール	2		

資料１９

自主防災組織設置状況

名　　称	設立年月日
余野防災会	昭和６１年 3月 1日
上小口防災会	昭和６１年 3月 10日
大屋敷防災会	昭和６１年 5月 1日
豊田防災会	昭和６１年 11月 1日
秋田防災会	昭和６２年 7月 1日
中小口防災会	昭和６２年 7月 1日
下小口防災会	昭和６３年 7月 1日
さつきケ丘防災会	昭和６３年 7月 1日
外坪防災会	平成 元 年 7月 1日
河北防災会	平成 元 年 7月 1日
垣田防災会	平成 元 年 7月 1日

資料２０

災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張北部広域行政圏を構成する市町（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）において、大規模な災害が発生し、被災市町のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における協定市町間の相互応援協力について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請及び連絡窓口）

第２条　協定市町は、あらかじめこの協定に基づく相互応援協力の連絡窓口として、連絡担当部局を定めるものとし、応援の要請は、当該市町の連絡担当部局を通じて行うものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2)　食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(3)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(4)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(5)　被災者に対する一時的な避難施設等の提供

(6)　前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

（応援隊の指揮）

第４条　応援隊の活動は、要請市町の指揮のもとに行うものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

（連絡会議）

第６条　協定事項の円滑な推進を図るため、原則として年１回、協定市町間において連絡会議を開くものとする。

（資料の交換）

第７条　協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（報告）

第８条　応援を行った市町の長は、応援活動の結果を速やかに応援を要請した市町の長に報告するものとする。

（他の協定等との関係）

第９条　この協定と他に締結された協定等との関係については、別に定めるものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第１１条　この協定は、平成８年９月１日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書７通を作成し、協定市町の長が記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成８年８月３０日

春日井市長　　鵜　飼　一　郎
犬山市長　　石　田　芳　弘
江南市長　　大　池　良　平
小牧市長　　中　野　直　輝
岩倉市長　　石　黒　靖　明
大口町長　　鈴　木　　博
扶桑町長　　澤　田　正　夫

資料２１

災害時における相互応援に関する協定実施細則

（趣旨）

第１条　この細則は、災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第２条に定める連絡担当部局は、別表のとおりとする。

（応援要請の手続き）

第３条　応援の要請は、電話等により次の事項を明らかにして行い、後日、応援要請書（第１号様式）を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　応援の期間

(3)　協定第３条第１号に揚げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員

(4)　協定第３条第２号から第４号までに揚げる応援を要請する場合は、物資等の品目及び数量等

(5)　協定第３条第５号に揚げる応援を要請する場合は、必要とする避難施設等の種類と人員

(6)　協定第３条第６号に揚げる応援を要請する場合は、要請内容

(7)　応援場所及び活動内容

(8)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第４条　協定第５条に定める経費のうち、協定第３条第１号に定める応援職員の派遣に要する経費については、次の各号に揚げるとおりとする。

(1)　応援職員の派遣に要する経費は、協定第５条の規定にかかわらず、応援を行った市町（以下「応援市町」という。）の負担とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）が、要請市町への往復の途中に生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。

(4)　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、要請市町及び応援市町が協議して定める。

２　応援職員は、応援市町を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
４　要請市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

（経費の支払方法）

第５条　要請市町が、協定第５条に定める経費を支弁する暇がなく、かつ、要請市町から要請があった場合は、応援市町は、当該費用を一時操替支弁するものとする。
２　応援市町が、前項の規定により応援に要した経費を操替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、要請市町に請求するものとする。
(1)　備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
(2)　車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費
(3)　一般的な避難施設等については、必要経費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費
３　前項に定める請求は、第２号様式により要請市町の長に行うものとする。
４　前３項の規定により難いときは、要請市町及び応援市町が協議して定めるものとする。

（資料の交換）

第６条　協定第７条に規定する資料について内容に変更が生じた場合は、速やかに協定市町へ送付するものとする。

（報告）

第７条　協定第８条に規定する報告は、応援市町の長が要請市町の長に、後日、応援活動報告書（第３号様式）により行うものとする。

（適用除外）

第８条　協定第９条に定めるところにより、次に揚げる協定等に基づく相互応援については、適用除外とする。
(1)　愛知県内広域消防相互応援協定
(2)　水道災害相互応援に関する覚書
(3)　一般廃棄物処理に係る災害応援に関する協定

（その他）

第９条　この実施細則に定めのない事項又は内容について疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

（発効）

第１０条　この実施細則は、平成８年９月１日から効力を生ずる。

別表（実施細則第２条関係）

災害時における相互応援のための連絡担当部局

市町名	担当部局	住所	電話・FAX		
			区分	昼間	夜間・休日
春日井市	総務部 市民安全課	春日井市鳥居松町 五丁目４４番地	電	0568-85-6072	0568-85-6391
			F	0568-83-9988	0568-85-1243
犬山市	消防本部 予防防災課	犬山市大字五郎丸 字下前田１番地	電	0568-62-2166	0568-62-2166
			F	0568-62-4407	0568-62-4407
江南市	消防本部 予防防災課	江南市赤童子町大堀 ７０番地	電	0587-54-1111	0587-55-2258
			F	0587-54-0800	0587-53-0119
小牧市	消防本部 総務課	小牧市安田町１１９ 番地	電	0568-73-5611	0568-73-5611
			F	0568-76-0224	0568-76-0224
岩倉市	消防本部 総務課	岩倉市川井町北穴田 １１９番地	電	0587-37-5333	0587-37-5333
			F	0587-66-6101	0587-66-6101
大口町	地域協働部 町民安全課	大口町下小口七丁目 １５５番地	電	0587-95-1111	0587-95-1111
			F	0587-95-5721	0587-95-5721
扶桑町	総務部 総務課	扶桑町大字高雄字天道 ３３０番地	電	0587-93-1111	0587-93-1111
			F	0587-93-2034	0587-93-2034

第１号様式（実施細則第３条関係）

第　　号
年　月　日

市町長様

大口町
大口町長　　印

応　援　要　請　書

災害時における相互応援に関する協定及び同協定実施細則第３条に規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

応　援　要　請		年　月　日（　）　　時　分
災害発生日時		年　月　日（　）　　時　分
災　害　の　種　別		
災害発生場所		
被　害　の　状　況		
要請内容	物資等	〔品目・数量〕
	人　　員	〔事務系職員（男・女別)〕 〔技術系職員（一般・現業別、男・女別)〕
	必要とする施設及び避難等人　員	
	期　　間	
	応援場所	
	活動内容	
	そ　の　他	
災害現場の最高指揮者職・氏　名		
備　考 応援場所への経路等		

第２号様式（実施細則第５条第３項関係）

年　月　日

市町長様

大口町

大口町長　　印

応援に要した経費の請求について

年　　月　　日災害時における相互応援に関する協定第５条及び同協定実施細則第５条第３項に基づき、次のとおり応援に要した経費を請求します。

請求金額　　円

	項目	内容	金額
経費の内訳	義務事項		
	協議事項		
合計			円

※添付資料　積算基礎資料

第３号様式（実施細則第７条関係）

年　月　日

市町長様

大口町

大口町長　　印

応　援　活　動　報　告　書

災害時における相互応援に関する協定第８条及び同協定実施細則第７条の規定に基づく応援活動については次のとおりです。

応援期間		
災害の種別		
災害発生場所		
物資等		
人員		
必要とした施設及び避難等人員		
期間		
応援場所		
活動内容		
資機材の使用状況	応援市のもの	
	要請市等から補給を受けたもの	
応援活動の最高指揮者職・氏名		
備考		[応援出場中における各種事故等の概要]

資料２２

愛知県内広域消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県下」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町村等）

第２条　この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

(1)　大規模な地震、風水害等の自然災害

(2)　林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

(3)　航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故

(4)　その他前各項に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長は（常備消防を設置する市町等にあっては消防長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第２条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

２　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

(1)　災害の発生日時、場所及び状況

(2)　必要とする人員、車両及び資機材等

(3)　集結場所及び連絡担当者

(4)　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第５条　応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

２　応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1)　機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当て等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2)　機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

（情報提供等）

第８条　協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

（協定市町等の変更に伴う取扱い）

第１０条　市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第１１条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成１５年４月１日から施行する。

平成２年３月１２日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成１５年３月３１日付けをもって廃止する。

この協定の証として本書５７通を作成し、各自１通を保管する。

平成１５年４月１日

名古屋市長
豊橋市長
岡崎市長
一宮市長
瀬戸市長
知多中部広域事務
　組合管理者半田市長
春日井市長
豊川市長
津島市長
豊田市長
西尾市長
蒲郡市長
犬山市長
常滑市長
江南市長
尾西市長
小牧市長
稲沢中島広域事務
　組合管理者
新城市長
東海市長
大府市長
知多市長
尾張旭市長
岩倉市長
豊明市長
長久手町長
木曽川町長
蟹江町長
幸田町長
田原町長
渥美町長
衣浦東部広域連合長
西春日井広域事務管理者
海部東部消防組合管理者
尾三消防組合管理者
海部南部消防組合管理者
海部西部広域事務組合管理者
丹羽広域事務組合管理者
幡豆郡消防組合管理者
知多南部消防組合管理者
あすけ地域消防組合管理者

別記様式

文　書　番　号
平成　年　月　日

様

要　請　者
市町村等名
職・氏名　　㊞

応　援　要　請　書

愛知県内広域消防相互応援協定書第４条の規定により応援を次のとおり要請します。

要　請　日　時	
災　害　の　種　別	
災　害　発　生　日　時	
災　害　発　生　場　所	
被　害　の　状　況	
必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
集　結　場　所	
連絡担当者の氏名	
その他必要な事項	

資料２３

大口町防災会議条例

昭和 38 年 3 月 25 日
条 例 第 1 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、大口町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　大口町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　前２号に揚げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員２５人以内をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　愛知県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2)　町長がその内部の職員のうちから指名する者

(3)　町の教育委員会の教育長

(4)　町の消防機関の長のうちから町長が任命する者

(5)　町の地域にあって業務を行う指定地方公共機関及び指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(6)　町長が特に必要と認めて任命する者

６　前項第５号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、町の職員、関係指定公共機

関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第５条　防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　防災会議は、委員の総数の２分の１以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って決める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年９月２４日　大口町条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年 12 月 21 日　大口町条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２４

大口町防災会議委員名簿

区　分	適　　用　　条　　項	職　　名
会　長	条例第３条第２項	大口町長
委　員	条例第３条第５項第１号	愛知県江南警察署長
	条例第３条第５項第２号	大口町地域協働部長 〃　総務部長 〃　健康福祉部長 〃　建設部長 〃　議会事務局長 〃　生涯教育部長 〃　会計管理者
	条例第３条第５項第３号	大口町教育委員会教育長
	条例第３条第５項第４号	丹羽広域事務組合消防本部消防長 大口町消防団長
	条例第３条第５項第５号	尾北医師会扶桑大口支部長 NTT 西日本名古屋支店尾張設備サービスセンター所長 中部電力株式会社　小牧営業所長 東邦瓦斯株式会社　小牧営業所長
	条例第３条第５項第６号	愛知県江南保健所長 愛知県一宮建設事務所長 尾張県民事務所防災保安課長 大口町議会議長 大口町議会総務建設常任委員長 大口町副町長 愛知北農業協同組合大口支店長 大口町商工会長 大口町区長会長 丹羽広域事務組合水道部長
計		２６名

資料２５

大口町災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 25 日
条　例　第　２　号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第７項の規定に基づき大口町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（災害対策本部長及び災害対策副本部長）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（部）

第３条　本部の事務を分掌させるため、本部長が必要を認める数の部を置く。

２　部に部長及び部員をおく。

３　部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

４　部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

５　部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月 26 日　大口町条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２６

大 口 町 災 害 対 策 本 部 組 織 図

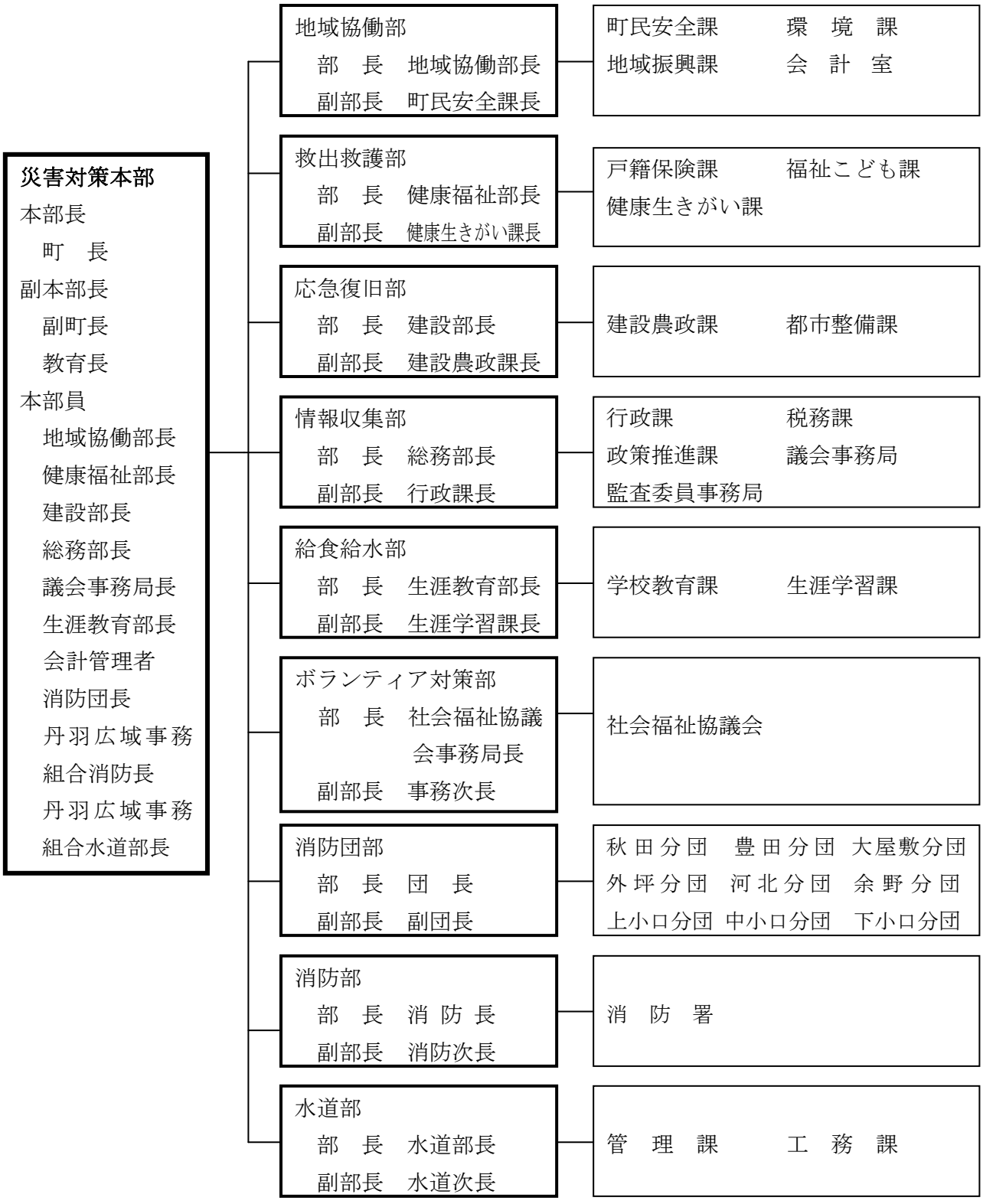

資料２７

災害対策本部の所掌事務

部　　名	部　　員	所　　掌　　事　　務
地域協働部	町民安全課 環境課 地域振興課 会　計　室	１．災害対策本部の設置、廃止に関すること。 ２．防災会議に関すること。 ３．災害対応対策全般に関すること。 ４．気象・地震情報等の収集、整理に関すること。 ５．被害状況の総括に関すること。 ６．防災行政無線の開局及び運用に関すること。 ７．消防、水防に関すること。 ８．県本部及ぶ防災関係機関との連絡に関すること。 ９．通信施設の確保に関すること。 10．災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 11．災害に関する物品の購入並びに各種契約に関すること。 12．部内の連絡調整に関すること。 13．交通規制について警察署との連絡調整に関すること。 14．職員の安全確保に関すること。 15．緊急輸送車両に関すること。 16．緊急予算の編成及び資金調達に関すること。 17．人、住家の被害の調査及び記録に関すること。 18．災害救助法に基づき救助を必要とする者の認定に関すること。 19．災害応急対策に必要な資金の出納に関すること。 20．義援金品の出納に関すること。 21．自主防災組織及び住民自治組織との連絡に関すること。 22．他の地方公共団体に対する協力要請に関すること。 23．自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること。 24．廃棄物の処理に関すること。 25．塵芥等の収集及びし尿の汲み取り処分に関すること。 26．仮設トイレ確保と設置に関すること。

部　　名	部　　員	所　　掌　　事　　務
		27. 死亡獣畜の処理に関すること。 28. 災害に伴う産業公害の調査及び応急措置に関すること。 29. 商工業者の被害調査及び応急復旧対策の指導に関すること。 30. 災害の記録に関すること。 31. 大口町商工会との連絡調整に関すること。
救出救護部	戸籍保険課 福祉こども課 健康生きがい課	１．避難所の開設及び運営に関すること。 ２．避難者の誘導に関すること。 ３．園児の避難に関すること。 ４．災害時要援護者に関すること。 ５．り災者の救出に関すること。 ６．食品の給与及び被服、寝具の生活必需品の給与又は貸与に関すること。 ７．物資集積、保管及び整理に関すること。 ８．応急医療に関すること。 ９．医療関係機関との連絡調整に関すること。 10. 医薬品及び衛生機材に関すること。 11. 災害救助法による医療及び助産に関すること。 12. 災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等に関すること。 13. 日赤奉仕団の協力要請に関すること。 14. 感染症の予防に関すること。 15. 消毒に関すること。 16. 被災者の健康相談に関すること。 17. 死体の埋火葬に関すること。
応急復旧部	建設農政課 都市整備課	１．愛知北農業協同組合との連絡調整に関すること。 ２．農業用施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ３．農地、農作物、家畜等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ４．道路、水路等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。

部　　名	部　　員	所　　掌　　事　　務
		５．応急復旧に必要な資機材の調達、管理に関すること。 ６．避難路、緊急輸送道路の確保に関すること。 ７．河川、用排水路等の水防及び地盤災害予防に関すること。 ８．ポンプ場の操作管理に関すること。 ９．復旧計画の総合調整、行動の確認及び措置状況等の記録に関すること。 10．家屋関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 11．応急仮設住宅に関すること。 12．応急危険度判定士の確保と派遣に関すること。 13．街路樹、公園緑地等の被害調査及び復旧に関すること。 14．耐震対策に関すること。
情報収集部	行政課 税務課 政策推進課 議会事務局 監査委員事務局	１．各種情報の受理、連絡に関すること。 ２．無線通信に関すること。 ３．災害要請事項のとりまとめ。 ４．災害広報に関すること。 ５．避難の勧告又は指示の伝達に関すること。 ６．り災証明書の発行に関すること。 ７．報道機関に対する発表と要請に関すること。 ８．町議会との連絡に関すること。
給食給水部	生涯学習課 学校教育課	１．食品の供給に関すること。 ２．主食及び副食の調達に関すること。 ３．炊き出しに関すること。 ４．学校等教育委員会所管事務施設の連絡に関すること。 ５.学校給食センターの被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ６．避難所の開設及び運営に対する協力に関すること。

部　名	部　員	所　掌　事　務
		7．学校教育施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 8．児童生徒の避難救出及び応急教育に関すること。 9．教職員の確保に関すること。 10．教科書、学用品等の給与に関すること。 11．生涯学習施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
ボランティア対策部	社会福祉協議会 ボランティア登録団体	1．ボランティアの募集及び派遣調整に関すること。 2．災害ボランティアセンターに関すること。
消防団部	秋田分団 豊田分団 大屋敷分団 外坪分団 河北分団 余野分団 上小口分団 中小口分団 下小口分団	1．消防・水防活動に関すること。 2．地域の警戒に関すること。 3．住民の避難誘導に関すること。 4．広報・調査に関すること。
消防部	消防署	1．消防・水防活動に関すること。 2．被災者の救出に関すること。 3．死亡、行方不明者の捜索に関すること。 4．避難者の誘導及び輸送に関すること。 5．その他災害復旧対策に関すること。
水道部	庶務課 工務課 業務課	1．飲料水の供給に関すること。 2．水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。

資料２８

災害対策本部設置及び非常配備計画（風水害）

種別	配　備　基　準	配　備　内　容	適　　用
第一非常配備	1　県内（県全域、県西部または尾張西部）に大雨、洪水あるいは暴風のいずれかの警報が発表され災害の発生の恐れがあるとき 2　台風が接近し風雨が強く事前に注意する必要がある場合 3　住民からの応急復旧要請があったとき 4　その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき	情報連絡活動のため各部の長、消防本部、水道部の少人数をもってあたるものとし、状況によりさらに高度の配備体制に円滑に移行できる体制をする。	1　平常時の組織体制で活動を行う。 2　状況に応じて災害対策本部が設置される。
第二非常配備	1　第１非常配備中で事態が悪化したとき 2　町内のいたるところで風水害等による被害が発生したとき 3　その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	関係各部の所要人員をもってあたるもので、事態の推移により、さらに第三非常配備に切替えるものとし、また、切替え前においても災害発生と共にそのまま直ちに活動が開始できる体制とする。	災害対策本部が必ず設置される。
第三非常配備	1　第２非常配備中で事態が悪化したとき 2　町内の全域または相当の地域に大規模の風水害等の災害が発生し、または発生すると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 3　町内に予想されない重大な災害が発生したとき	所要人員の全員をもってあたる。	災害対策本部が必ず設置される。

資料２９

災害対策本部設置及び非常配備計画（地震）

種別	配　備　基　準	配　備　内　容	適　用
第一非常配備	1　震度４の地震が発生したとき 2　東海地震観測情報が発表されたとき又は発表の報道に接したとき 3　住民からの応急復旧要請があったとき 4　その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき	情報連絡活動のため各部の長、消防本部、水道部の少人数をもってあたるものとし、状況によりさらに高度の配備体制に円滑に移行できる体制をする。	1　平常時の組織体制で活動を行う。 2　状況に応じて災害対策本部が設置される。
第二非常配備	1　震度５弱の地震が発生したとき 2　東海地震注意情報の発表がされたとき､又は発表の報道に接したとき 3　その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	関係各部の所要人員をもってあたるもので、事態の推移により、さらに第三非常配備に切替えるものとし、また、切替え前においても災害発生と共にそのまま直ちに活動が開始できる体制とする。	災害対策本部が必ず設置される。
第三非常配備	1　震度５強以上の地震が発生したとき 2　東海地震予知情報が発表されたとき又は発表の報道に接したとき 3　町内の全域または相当の地域に大規模の災害が発生したとき 4　その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	所要人員の全員をもってあたる。	災害対策本部が必ず設置される。

資料３０

大口町防災行政用無線運営規程

昭和 56 年 5 月 1 日

大口町規程第 2 号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、大口町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する大口町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の運営について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局　電波法第２条第５号に規定する無線局をいう。

(2) 基地局　電波法施行規則（昭和２５年電波管理委員会規則第１４条）第４条第１項第６号に規定する基地局をいう。

(3) 固定局　電波法施行規則第４条第１号に規定する固定局をいう。

(4) 無線設備　電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

（無線局の設置）

第３条　固定局については、別表のとおり親局及び子局を設置する。

（無線局の任務）

第４条　無線局は、町における防災及び行政上の責務を遂行するために活動しなければならない。

（無線の統制）

第５条　無線局に関する全般の管理及び通信の統制を行うため統制卓を役場無線室に設置し、町民安全課長が管理、運用する。

（無線管理者）

第６条　無線局に無線管理者（以下「管理者」という。）を置く。

２　管理者は、各無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

３　管理者は、町長の職にある者を充てる。

（管理責任者）

第７条　無線機局の各無線系に、管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

２　責任者は、管理者の命を、当該無線系の管理、運用の業務を行うとともに、運用主任者及び通信担当者を指揮監督する。

３　責任者は、主管課長の職にある者を充てる。

（運用主任者及び通信担当者）

第８条　無線局の各無線系に、運用主任者（以下「主任者」という。）及び通信担当者（以下「担当者」という。）を置く。

２　主任者は、責任者が各無線系の担当者の中から１名を選任し、管理者が任命する。
３　担当者は、責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を選任し、管理者が任命する。
４　主任者及び担当者（以下「主任者等」という。）は、責任者の命を受け、各無線系を管理、運用し、無線系に係る業務を処理する。

第２章　運用

（無線局の義務）

第９条　無線局は、電波法を尊守するとともに、統制管理の指示に従い、かつ、無線回線の独占を排して互いに協調し合わなければならない。

第１０条　無線局は、町における防災及び行政に関する通信以外の通信を行ってはならない。ただし、電波法第５２条の規定による通信については、この限りではない。

（運用時間）

第１１条　無線局の運用時間は常時とする。

（通信の種類）

第１２条　通信の種類は、次に揚げるとおりとする。

(1) 非常通信　地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信で他人から依頼された通信をいう。

(2) 緊急通信　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に人命及び財産の保護並びに国土の保全のために行う通信、並びに平常時において、早急に連絡しなければ時機を逸し、効果が消滅すると判断される通信をいう。

(3) 試験通信　無線回線の状態又は機器の動作状態を試験するため、任意の相手局と感度は明瞭度の照会を行う通信をいう。

(4) 一斉通信　同一事項について、一斉に行う通信をいう。

(5) 普通通信　前各号に揚げる通信以外の一般的な通信をいう。

（通信の順位）

第１３条　通信の順位は、非常通信及び緊急通信を第１順位、一斉通信を第２順位としその他の通信を第３順位とする。

２　同一順位の通信においては、人命の保護に関する通信を優先しなければならない。

３　管理者は、災害のあったとき、又は特別の理由があると認めるときは、前２項の規定にかかわらず通信の順位を変更することができる。

（通信の方法等）

第１４条　通信の方法等については、大口町防災行政無線取扱要綱（昭和５６年大口町要綱第２号）による。

（非常緊急時等における措置）

第１５条　管理者は、災害その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときその他特に必要がると認めるときは、一般行政のための通信を制限し、その他通信統制上の必要な措置をとることができる。

第１５条の２　管理者は、災害その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあると認め

られるときに備えて、あらかじめ担当者の動員計画を策定しておくものとする。

（通信不能の場合の措置）

第１６条　主任者等は、事故その他の理由により通信ができないときは、速やかに、その旨を統制管理者に連絡して指示を受けなければならない。

（無線局運営の記録）

第１７条　主任者等は、必要書類に通信状況等を記録しなければならない。

第３章　管理

（無線設備の動作状態のは握）

第１８条　主任者等は、各自の無線設備の動作状態を常には握して、無線局の通信の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

（無線局の活用）

第１９条　固定局は、非常の場合に当該無線設備がただちに活用できるよう、備えなければならない。

（無線設備の管理）

第２０条　管理者は、無線設備の正常な動作状態を維持するために一定の期間ごとに、主任者等に命じて無線設備の点検及び整備を行わせなければならない。

（重要事項等の報告）

第２１条　責任者は、無線設備等の重要事項に変更が生じた場合には、速やかに、管理者に報告して指示を受けなければならない。

２　前項に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、管理者に報告しなければならない。

(1) 非常通信を発動したとき。

(2) 緊急通信を発動したとき。

(3) 非常通信の訓練を実施したとき。

（抄録の提出）

第２１条の２　責任者は、次条第１項第５号に規定する無線業務日誌によって、毎年１月から１２月までの期間ごとの当該期間における通信回数等所要事項をとりまとめの上、日誌抄録として翌年の１月末日までに東海総合通信局長に報告するものとする。

（書類の備付け）

第２２条　無線局は、電波法第６０条及び電波法施行規則第３８条の規定により備え付けておかなければならない書類のほか次に揚げる書類を備え付けておかなければならない。

(1) 無線局法定書類、無線運営規程及び無線取扱要綱	無線局開設中保存
(2) 無線設備関係報告者控	使用後２年保存
(3) 無線設備定期点検報告書	使用後２年保存
(4) 取扱説明書及び試験成績書	当該設備使用期間中保存
(5) 無線業務日誌	使用後２年保存
(6) 無線機保全点検簿	使用後１年保存
(7) 発電機保全点検簿	使用後１年保存
(8) 気象等予警報伝達受信分	使用後１年保存
(9) ファクシミリ送受信簿	使用後１年保存

２　主任者等は、前項の規定により備え付けられた書類を適正に管理保存しなければならない。なお、重要書類等は町民安全課に置くものとする。

（通信訓練）

第２３条　管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信の適正かつ円滑な運営を図るため、次の訓練を行うものとする。

(1) 毎年１回以上県の行う防災訓練に併せた総合通信訓練

(2) 毎年４回、各四半期ごとの定期通信訓練

（研修）

第２４条　管理者は、毎年１回以上、無線取扱者等に対して、電波法等法規、無線機の取扱要領等について研修を行うものとする。

第４章　その他

（実施に関する事項）

第２５条　この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則（昭和５６年５月１日　大口町規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和５５年５月２０日から適用する。

附　則（昭和５７年３月１１日　大口町規程第１号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和５６年６月１日から適用する。

附　則（昭和５７年３月１１日　大口町規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和５７年２月１日から適用する。

附　則（昭和５９年３月３１日　大口町規程第３号）

この規程は、昭和５９年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年４月１１日　大口町訓令第６号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年９月２９日　大口町訓令第７号）

この訓令は、昭和６３年１０月１日から施行する。

附　則（平成元年７月３１日　大口町訓令第１１号）

この訓令は、平成元年７月３１日から施行する。

附　則（平成２年４月２７日　大口町訓令第６号）

この訓令は、平成２年４月２７日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線運営規程の規定は、平成２年４月１日から適用する。

附　則（平成３年４月１日　大口町訓令第３号）

この訓令は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月３１日　大口町訓令第６号）

この訓令は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成７年１０月２３日　大口町訓令第２号）

この訓令は、平成７年１０月２３日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線運営規程の規定は、平成７年４月１日から適用する。

附　則（平成８年４月２６日　大口町訓令第１０号）

この訓令は、平成８年４月２６日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線運営規程の規定は、平成８年４月１日から適用する。

附　則（平成１８年２月２４日　大口町訓令第３号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附　則（平成２１年３月２７日　大口町訓令第１８号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第２１条の２の改正規定は、告示の日から施行する。

附　則（平成２３年３月２９日　大口町訓令第４号）

この訓令は、告示の日から施行する。

別表（第３条関係）

種　　類		呼出名称	設置場所又は常置場所
固定局	親　　局	こうほうおおぐち	大口町役場無線室及び宿直室
			丹羽消防署
	拡声子局		大口中学校
			大口町屋内運動場
			大口南小学校
			大口北小学校
			大口西小学校
			大口町中央公民館
	戸別子局		公共機関及び公共施設
			子局の設置を希望する一般世帯及び外国人登録世帯
			子局の設置を希望する事業所
			町長が子局の設置を必要と認めるもの

資料３１

大口町防災行政用無線取扱要綱

昭和 56 年 5 月 1 日

大口町要綱第 2 号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、大口町防災行政用無線運営規程（昭和５６年大口町規程第２号。以下「運営規程」という。）に基づき、無線通信の運用方法及び無線局の維持管理の方法について必要な事項を定める。

（用語の意義）

第２条　この要綱における用語の意義は、運営規程に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 通　　話　無線回線を媒体として行う１件の情報交換をいう。

(2) 通　　信　個々の通話及び通報の総体をいう。

(3) 同報通信　拡声子局及び戸別子局の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を行う通信をいう。

（通信上の原則）

第３条　通信を行う者は、次のこと留意しなければならない。

(1) 移動通信を行う場合は、必ず正確な呼出名称を使用し、詐称、省略その他の違反を行ってはならない。

(2) 通話にあたっては、できるだけ簡潔、明りょうに行うよう心がけるとともに、粗暴又は下品にわたる用語等を使用してはならない。

(3) 送受信状態その他の事情で通話内容が不明りょうな場合、又は相手局が手書き受信をしている際は、送話を数語つづ区切り、若しくは反復するなど、相手局の受信を容易にさせるよう務めなければならない。

(4) 通信に従事した者が、通信運用上知り得た他人の通信の秘密は、これを漏らしてはならない。

第２章　同報通信の運用

（通信事項）

第４条　同報通信による通信事項は、次に掲げるものとする。

(1) 地震、台風、火災等の非常事態に関する事項

(2) 人命その他特に緊急を要すると認められる事項

(3) 町の行政情報に関する事項

(4) 町以外の公共団体及び国の行政情報に関する事項

(5) 行政区等の行事に関する事項で、町長が特に必要と認めるもの

(6) その他町長が特に必要と認める事項

（運用時間）

第５条　前条に規定する同報通信の通信事項のうち第３号から第６号に規定する事項で、時刻を定めて通信を行うことが適当と認められるものについては、運営規程第１１条の規定にかかわらず午前７時１５分及び午後７時１５分から所要の間、通信を行うものとする。

（同報通信の方法）

第６条　同報通信は、運営規程第３条に規定するすべての子局に対して同時に一括して行う一斉通信、行政区又は学校区ごとの特定地域ごとに行う通信及び議会議員、区長、消防団員若しくは町職員又は町施設の特定のものに対して行う通信とする。

２　前項の通信の設定時には、運営規程別表第２に規定する呼出名称を使用するものとする。

（担当）

第７条　運営規程第５条の規定にかかわらず第５条に規定する通信（以下「定時通信」という。）については、地域協働部地域振興課が担当する。

２　丹羽消防署に設置した同報通信に係る遠隔制御器の運用に当たっては、町と丹羽広域事務組合消防本部との間において無線放送施設運用に関する協定書を締結の上、当該協定書の定めるところにより丹羽消防署が担当する。

（定時通信）

第８条　定時通信により行政情報を通信しようとする課長等（大口町事務分掌規則（平成２１年大口町規則第１号）第４条第１項に規定する課長、大口町選挙管理委員会規程（昭和４９年大口町選挙管理委員会規程第１号）第１８条第２項に規定する書記長、大口町教育委員会事務局組織規則（平成２１年教委規則第１号）第４条第１項に規定する課長、大口町会計管理者の補助組織設置規則（平成２１年大口町規則第　号）第３条第１項に規定する室長、大口町議会事務局処務規程（昭和６１年大口町議会訓令第１号）第３条第１項に規定する事務局長及び大口町監査委員事務局規程（平成１２年監委訓令第１号）第２条第１項に規定する事務局長をいう。）は、通信を行おうとする日の２日前までに定時通信依頼票（様式第１）に通信文案を添付して、地域振興課長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

２　定時通信により第４条第４号及び第５号に規定する事項の通信を希望する者は、通信を希望する日の２日前までに、通信文案を町長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第９条　地域振興課長は、提出を受けた通信文案が第４条第３号から第６号までに規定する通信事項であるかどうかを審査の上、通信の適否を決定するものとする。

２　通信の実施が適当でないと判断した通信文案については、地域振興課長は当該通信文案による通信を依頼した者と通信文案の修正について協議を行い、通信の適否を決定するものとする。

（定時通信以外の通信）

第１０条　定時通信以外の通信により、第４条各号に規定する事項を通信しようとする者は、通信文案について町民安全課長と協議しなければならない。

２　前条の規定は、前項の協議を受けた場合の町民安全課長の職務について準用する。この場合において、「第９条第３号から第６号まで」とあるのは「第９条各号」と、「地域振興課長」とあるのは「町民安全課長」と読み替えるものとする。

第１１条　定時通信以外の通信で、連絡設定の時刻が大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第１９号）第１条第１項各号に規定する大口町の休日に当たる場合（第５条に規定する場合を除く。）は、大口町当直規程（昭和５１年大口町訓令第２号）第３条第１項又は第２項に規定する者が、町民安全課長の指示に基づき該当通信を行うものとする。

（公聴）

第１２条　町長は、定時通信の運用について、アンケートその他の方法により町民から直接意見を聴取し、当該通信の運営の改善に努めるものとする。

第３章　管理

（試験電波発射の方法）

第１３条　無線局から試験電波を発射するときは、原則として次の用語及び方法によらなければならない。

(1) こちらは、「自局の呼出名称」　　１回
(2) 只今、試験電波発射中　　１回
(3) 本日は晴天なり　　数回反復
(4) 何処でしょうか（必要により挿入）１回

２　試験電波の発射は、緊急修理を要する場合を除き、連続して５分以上発射してはならず、また通常の場合、通話の閑散時を選んで行わなければならない。

（機器等の日常点検）

第１４条　主任者等は、日常次に掲げる事項を励行し、無線局の運用を常に維持するよう努めなければならない。

(1) 無線機は、毎日１回は試験通話を行って、動作状態を確かめる。（普通通話はこれを試験通話に替えることができる。）
(2) 非常用発電機は、毎月１回、定期的に試験運転を行って異常の有無を点検する。
(3) 機器周辺の防水防塵に留意し、毎月１回は無線機の点検及び清掃を行う。
(4) 予備部品類及び機器取扱説明書類の適正な保管に留意し、毎月１回は数量点検を行う。

２　機器の故障及び異常並びに回線障害その他混信妨害等通信運用に支障をきたす事故を認めた際は、速やかに地域協働部町民安全課へ報告して指示を受けなければならない。

（定期点検）

第１５条　管理者は、毎年２回以上、計画的に機器の定期点検を行わせて、障害を未然に防止するよう配慮しなければならない。

２　定期点検を行うには正確を旨とし、かつ、作業を実施するときは、できるだけ通信の閑散時を選ぶよう留意するものとする。

（故障修理）

第１６条　主任者等は、通信の不能又は不良の状態を認め、若しくは申告を受けたときは、機器の管理上あるいは通信操作上のミスでないことを確かめたうえで、報告その他適切な措置をとるよう留意しなければならない。

２　故障修理は迅速を旨とし、修理時の配意その他の措置は、災害時の緊急修理の場合を除き、前条第２項に準ずるものとする。

（点検簿等への記録）

第１７条　第１４条第１項に規定する点検を行ったときは、各宰領局主任者等は、必要な事項を無線機保全点検簿（様式第２）に記載しなければならない。

２　第１４条第１項第２号に規定する点検を行ったときは、愛知県防災行政用無線局運営要綱第５号様式（その２）で規定し、記載するものに替えるものとする。

（その他の報告）

第１８条　主任者等は、運営規程及び前各条で定める事項のほか、次の場合には、速やかに統制管理者へ報告して指示をうけなければならない。

(1) 電波法に違反して運用している不法無線局を認めたとき。

(2) その他通信運用上必要と認めたとき。

（発電機の運転）

第１９条　町民安全課の主任者等は､庁舎の停電が１時間以上に及ぶと予想される場合は、自発的に非常用発電機を起動して、常に無線電源の適正維持をはかるよう努めなければならない。

（電気通信監理局提出書類に処理）

第２０条　無線局等の設置、変更及び無線従事者の選解任届並びに日誌抄録、非常通信の届出、その他郵政大臣へ提出する書類の作成及び施行は、すべて町民安全課で行う。

（無線業務日誌の記載等）

第２１条　無線業務日誌（様式第３及び様式第４。以下「日誌」という。）の記載にあたっては、次の諸点に留意しなければならない。

(1) 通信回線は、通話の都度記録する。

(2) 通信状態欄には、回線状態が不良の場合のみ､「感度不良」又は「混信大」などと記入する。ただし、混信局の局名又は通話内容が明確に聴取できる場合は、その概要及び被混信時間その他必要な事項を記載又は録音するなどの措置をとっておくものとする。

(3) 故障修理並びに非常通信及び同通信訓練を行ったとき、並びに不法無線局を認めたときは、その要点を所定欄に記入する。

２　日誌は、通信の有無にかかわらず毎日記載するものとし、各主管課の主任者は、毎週末に日誌を町民安全課に提出する。

３　町民安全課の主任は、前項により提出され日誌を毎年の１月１日から１２月３１日までを１冊として編集し、使用後２年間保存しなければならない。

（備付け書類）

第２２条　無線局等には、法定書類のほか、次に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

(1) 運営規程及び同取扱要綱　　無線局開設中保存

(2) 無線局運用関係書類及び無線関係報告控　　同　上

(3) 無線機保全点検簿（様式第２）　　同　上

(4) 機器の取扱説明書及び試験（検査）成績書　同　上

附　則（昭和５６年５月１日　大口町要綱第２号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和５５年５月２０日から適用する。

附　則（昭和６２年２月２３日　大口町訓令第１号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和６２年１月１日から適用する。

附　則（平成４年３月３１日　大口町訓令第７号）

この訓令は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年１２月１日　大口町訓令第３９号）

この訓令は、平成５年１２月１日から施行する。ただし、第１２条第１項、第１３条第１項、第１４条第１項及び第２項並びに第１５条第２項の改正規程は、平成５年４月１日から、第１０条の改正規定は、平成５年１１月１日から適用する。

附　則（平成７年１０月２３日　大口町訓令第３号）

この訓令は、平成７年１０月２３日から施行する。

附　則（平成８年４月２６日　大口町訓令第１１号）

この訓令は、平成８年４月２６日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線取扱要綱の規定は、平成５年１０月１８日から適用する。

附　則（平成９年３月２６日　大口町訓令第１６号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年６月１６日　大口町訓令第１９号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線取扱要綱は、平成１２年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年３月２７日　大口町訓令第４３号）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月２９日　大口町訓令第５号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第１（第１３条関係）

定　時　通　信　依　頼　票

事　務　連　絡
年　　月　　日

様

課長

同報通信による定時通信を別添の通信文案により、下記のとおり実施したいので依頼します。

記

１　通信時刻

午前・午後　　時

２　通信実施期間

年　　月　　日（　　）から　　年　　月　　日（　　）まで

３　その他

様式第２（第２２条、第２７条関係）

無　線　機　保　全　点　検　簿

年　　月　　日（　　曜日）　　天候				担当者印
無線局名		課　名	課	

点　検　項　目	結　果　及　び　措　置	摘　要
①「ランプ」の表示		
「つまみ」等スイッチ類 ②の設定位置及びゆるみ、その他の異常の有無		
空中線接線、機関接続コ③ード端子等、ケーブル類 の接続状態		
④電源コードの異常の有無		
⑤付属品、予備品の員数		
⑥筐体部分の汚れ、破損その他の異常の有無		
⑦その他参考事項		

（注意事項）

１　毎月１回以上点検を実施すること。

２　２以上の設備がある局は、異常を認めた装置の名称を摘要欄に明記しておくこと。

様式第３（第２６条関係）

責任者	管理者	運用者

無 線 業 務 日 誌（日報）

年　　月　　日

呼出名称	周波数	電波形式	空中線電力	無線従事者指名	資格	服務時間

非常通話の実施状況
空中・通信・感度の減退等の通話状況
周波数偏差の測定結果と措置
機器の故障と原因・措置
規正の指示に対する措置
法令違反運用局を認めた場合その事実
その他

名　称	専用波１	専用波２
統制台		
遠制１		
遠制３		
遠制５		
遠制７		
遠制９		
遠制１１		
遠制１３		
遠制１５		
遠制１７		
遠制１９		

名　称	専用波１	専用波２
副統制台		
遠制２		
遠制４		
遠制６		
遠制８		
遠制１０		
遠制１２		
遠制１４		
遠制１６		
遠制１８		
遠制２０		

合　計

様式第４（第２６条関係）

無　線　業　務　日　誌
日　　累　　計

年　　月　　日

無 線 局 名　：　　無線従事者名　：

無線周波数　：　　資　　格　：

空中線電力　：　　免 許 番 号　：

電 波 型 式　：

服 務 時 間　：

回数	開始時刻	終了時刻	通信時間	制御器	相手局	備考
(回)	(自：分：秒)	(時：分：秒)	(秒)			

資料３２

被　害　認　定　基　準

被害区分		認定基準
人の被害	死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行　方 不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 （重症）１ケ月以上の治療を要する見込みの者。 （軽症）１ケ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	（住　家）	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	（棟）	一つの建築物をいう。 母屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の母屋に付着しているものは切半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	（世　帯）	生計を一にしている実際の生活単位をいう（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則として寄宿舎等を１世帯として取り扱う。）。
	全壊 （全焼・ 全流出）	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（「ここでいう「損壊」とは、住家が被害により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。」が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
	半　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

被害区分			認定基準
非住家の被害	(非住家)		住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没		田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水		稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水		田の例に準ずる。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	河川		河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	土石流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話		災害による通話不能となった電話の回線数とする。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯			災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者			り災世帯の構成員とする。
公立文教施設			公立の文教施設をいう。
農林水産業施設			農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（第２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

被害区分		認定基準
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道及び公園とする。
その他公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた個所数とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害をする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料３３

災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準

災害救助法施行細則（抜粋）

昭和 40 年 10 月 29 日
愛知県規則第 60 号

（趣旨）

第１条　この規則は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和２２年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（救助実施区域の公告）

第２条　知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市町村の区域を公告するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第５条　令第９条の救助の程度、方法及び期間は、別表第１のとおりとする。ただし、知事はこれによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

災害救助法の適用基準

（１）適用の要件

ア　災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。

イ　法による救助の安否は市、（区）、町、村単位で判定すること。

ウ　原則として同一の原因による災害であること。

（２）適用基準

ア　被害世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したときは、災害救助法を適用する。

（ア）市（区）町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき

市（区）町村の人口		被害世帯数
	５，０００人未満	３０世帯
５，０００人以上	１５，０００　〃	４０〃
１５，０００　〃	３０，０００　〃	５０〃
３０，０００　〃	５０，０００　〃	６０〃
５０，０００　〃	１００，０００　〃	８０〃
１００，０００　〃	３００，０００　〃	１００〃
３００，０００　〃		１５０〃

（イ）被災世帯数が（ア）の基準に達しないが、県の被害世帯数が２，５００世帯以上で、市（区）町村の被害世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき

市（区）町村の人口		被害世帯数
	５，０００人未満	１５世帯
５，０００人以上	１５，０００　〃	２０〃
１５，０００　〃	３０，０００　〃	２５〃
３０，０００　〃	５０，０００　〃	３０〃
５０，０００　〃	１００，０００　〃	４０〃
１００，０００　〃	３００，０００　〃	５０〃
３００，０００　〃		７５〃

（ウ）被害世帯が（ア）又は（イ）の基準に達しないが、県下で被害世帯数が１２，０００世帯以上に達した場合であって、市（区）町村の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあったとき。

（エ）市（区）町村の被害が（ア）（イ）及び（ウ）に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

（注）適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

（１）住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち、全焼、全壊、流出等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、２世帯をもって､床上浸水または土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は､３世帯を持ってそれぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

（２）被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は１戸であっても、３世帯が居住していれば３世帯として計算する。

（３）飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

イ　多数の者が生命又は身体に危害を受け､又は危害を受ける恐れが生じたときは、厚生労働大臣に協議して災害救助法を適用する。

別表第１条（第５条関係）

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
収容施設の供与	避難所	１　避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。 ２　避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。	避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。 (1)　基本額 １人当たり３００円 (2)　加算額 ア　高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ　冬季（１０月から３月まで）の場合別に定める額	避難所を開設する期間は、災害発生の日から７日以内とする。
	応急仮設住宅	１　応急仮設住宅には、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。 ２　応急仮設住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに設置するものとする。 ３　高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することである。	１　応急仮設住宅の１戸当たりの規模は、２９．７平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み２，３８７，０００円以内とする。 ２　応急仮設住宅を同１敷地内又は近接する地域内におおむね５０戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の１施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、１にかかわらず別に定める。	応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第８５条第３項の規定による期限内（２年以内）とする。
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	１　炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。 ２　炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。	炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、１人１日当たり１，０１０円以内とする。	炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、被害者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に３日分以内を現物により支給することがある。
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。

<table>
<tr><th colspan="3">救助の程度及び方法</th><th rowspan="2">救助の期間</th></tr>
<tr><th>救助の種類等</th><th>救助の対象及び方法</th><th>費用の種類及び限度額</th></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>1　被服､寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
2　被服､寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
(1)　被服、寝具及び身の回り品
(2)　日用品
(3)　炊事用具及び食器
(4)　光熱材料</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次の額の範囲内とする。
なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。
(1)　住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯
<table><tr><th>季別
世帯区分</th><th>夏季（４月から９月まで）</th><th>冬季（１０月から３月まで）</th></tr><tr><td>１人世帯</td><td>17,300 円</td><td>28,600 円</td></tr><tr><td>２人世帯</td><td>22,300 円</td><td>37,000 円</td></tr><tr><td>３人世帯</td><td>32,800 円</td><td>51,600 円</td></tr><tr><td>４人世帯</td><td>39,300 円</td><td>60,400 円</td></tr><tr><td>５人世帯</td><td>49,800 円</td><td>75,900 円</td></tr><tr><td>６人世帯以上</td><td>49,600 円に、世帯人員が５人を超えて１人を増すごとに 7,300 円を加算した額</td><td>75,900 円に、世帯人員が５人を超えて１人を増すごとに 10,400 円を加算した額</td></tr></table>(2)　住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯
<table><tr><th>季別
世帯区分</th><th>夏季（４月から９月まで）</th><th>冬季（１０月から３月まで）</th></tr><tr><td>１人世帯</td><td>5,600 円</td><td>9,100 円</td></tr><tr><td>２人世帯</td><td>7,600 円</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>３人世帯</td><td>11,400 円</td><td>16,900 円</td></tr><tr><td>４人世帯</td><td>13,800 円</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>５人世帯</td><td>17,500 円</td><td>25,400 円</td></tr><tr><td>６人世帯以上</td><td>17,500 円に、世帯人員が５人を超えて１人を増すごとに 2,400 円を加算した額</td><td>25,400 円に、世帯人員が５人を超えて１人を増すごとに 3,300 円を加算した額</td></tr></table>(3)　船舶の遭難等により損害を受けた世帯その都度厚生労働大臣に協議して決定する額</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。</td></tr>
<tr><td>医療及び助産</td><td>医療</td><td>1　医療は､災害のため医療のみちを失った者に対して､応急的に処置するものとする。
2　医療は､救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）に規定するあん摩マッサージ指圧師</td><td>医療のため支出する費用は､次の額の範囲内とする。
(1)　救護班による場合
使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費
(2)　病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額
(3)　施術者による場合
協定料金の額</td><td>医療を実施する期間は、災害発生の日から１４日以内とする。</td></tr>
</table>

救助の種類等		救助の程度及び方法 救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	救助の期間
		、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。 ３　医療は、次の範囲内において行うものとする。 ⑴　診察 ⑵　薬剤及び治療材料の支給 ⑶　処置、手術その他の治療及び施術 ⑷　病院又は診療所への収容 ⑸　看護		
	助産	１　助産は、災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のための助産のみちを失った者に対して行うものとする。 ２　助産は、次の範囲内において行うものとする。 ⑴　分べんの介助 ⑵　分べん前及び分べん後の処置 ⑶　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 ⑴　救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ⑵　助産師による場合 慣行料金の８割に相当する額	助産を実施する期間は、分べんした日から７日以内とする。
災害にかかった者の救出		災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。	災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から３日以内とする。
災害にかかった住宅の応急修理		１　災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。 ２　災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。	災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、１世帯当たり５２０，０００円内とする。	災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から１月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与		生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であって、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であって、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。	生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、１件（１世帯）当たり生業費については３０，０００円以内、就職支度費については１５，０００円以内とする。なお、貸与の条例は次のとおりとする。 ⑴　貸与期間 ２年以内 ⑵　利子 無利子 ⑶　担保 連帯保証人１人	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から１箇月以内に完了するものとする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
学用品の給与	1　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して行うものとする。 2　学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1)　教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１２３号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材であって、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものをいう。以下同じ。） (2)　文房具 (3)　通学用品	学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1)　教科書代 教科書の実費 (2)　文房具費及び通学用品費 小学校児童１人当たり　４，１００円 中学校生徒１人当たり　４，４００円 高等学校等生徒１人当たり４，８００円	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１月以内、文房具及び通学用品については１５日以内に完了するものとする。
埋葬	1　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。 2　埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。 (1)　棺（附属品を含む。）又は棺材 (2)　火葬又は土葬 (3)　骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。 満１２才以上の者 １人当たり　２０１，０００円 満１２歳未満の者 １人当たり　１６０，８００円	埋葬は、災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。
死体の捜索	死体の捜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする	死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索は、災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。
死体の処理	1　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 2　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。 (1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2)　死体の一時保存 (3)　検索	死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用１体当たり３，３００円 (2)　死体の一時保存のための費用 次に揚げる場合に応じ、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあっては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額） ア　既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費	

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
		イ　既存建物を利用することができない場合 １体当たり５，０００円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。） (3)　検索のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額	
障害物の除去	障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することのできない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、１世帯当たり１３４，２００円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。 (1)　被災者の避難の場合 (2)　救済用物資の整理及び配分の場合 (3)　飲料水の供給の場合 (4)　医療及び助産の場合 (5)　災害にかかった者の救出の場合 (6)　遺体の捜索の場合 (7)　死体の処理の場合	応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

資料３４

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定市町村等）

第２条　この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、市町村等を相互間において締結するものとする。

（相互応援の範囲）

第３条　この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみ収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

（応援要請等）

第４条　この協定に基づく応援の要請は、要請市町村等の長が応援市町村等の長に対し行うものとする。

２　前項に規定する応援の要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

（１）災害の発生日時　場所、災害の状況

（２）必要とする業務の内容及び処理量の見込み

（３）必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量

（４）応援の場所及び期間

（５）連絡責任者

（６）その他必要事項

３　応援の要請は、要請市町村等の長が、第一次的には近隣の市町村等又は別表に掲げる同一ブロックの市町村等の長に対し行い、更に必要がある場合には、別のブロックの市町村等の長に対し行うものとする。

４　市町村等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じて県に調整及びあっせんを要請するものとする。

（応援の責務）

第５条　応援の要請を受けた市町村等の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行う

ものとする。

２　応援の要請を受けた市町村等の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

（民間業者の活用）

第７条　市町村等は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

（実施細目）

第８条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書１１５通を作成し協定市町村等の長が記名押印の上、各自１通を保管する。

平成８年３月１２日

名古屋市長	知立市長
豊橋市長	尾張旭市長
岡崎市長	高浜市長
一宮市長	岩倉市長
瀬戸市長	豊明市長
半田市長	日進市長
春日井市長	東郷町長
豊川市長	長久手町長
津島市長	西枇杷島町長
碧南市長	豊山町長
刈谷市長	師勝町長
豊田市長	西春町長
安城市長	春日町長
西尾市長	清洲町長
蒲郡市長	新川町長
犬山市長	大口町長
常滑市長	扶桑町長
江南市長	木曽川町長
尾西市長	祖父江町長

小牧市長
稲沢市長
新城市長
東海市長
大府市長
知多市長
十四山村長
飛島村長
弥富町長
佐屋町長
立田村長
八開村長
佐織町長
阿久比町長
東浦町長
南知多町長
美浜町長
武豊町長
一色町長
吉良町長
幡豆町長
幸田町長
額田町長
三好町長
藤岡町長
小原村長
足助町長
下山村長
旭町長
設楽町長
東栄町長
豊根村長
尾三衛生組合管理者
日東衛生組合管理者
豊田加茂広域市町村圏事務処理組合管理者

平和町長
七宝町長
美和町長
甚目寺町長
大治町長
蟹江町長
富山村長
津具村長
稲武町長
鳳来町長
作手村長
音羽町長
一宮町長
小坂井町長
御津町長
田原町長
赤羽根町長
渥美町長
愛北衛生処理組合管理者
中部知多衛生組合管理者
新城広域事務組合管理者
東部知多衛生組合管理者
衣浦衛生組合管理者
西尾幡豆広域圏組合管理者
常滑武豊衛生組合管理者
蒲郡幸田町衛生組合管理者
豊川宝飯衛生組合管理者
峰妻衛生処理組合管理者
稲沢外二町衛生組合管理者
渥美郡清掃施設組合管理者
尾張東部衛生組合管理者
津島市ほか十一町村衛生組合管理者
小牧岩倉衛生組合管理者
知多南部衛生組合管理者
尾張旭市長久手町衛生組合管理者
海部津島衛生組合管理者

刈谷知立環境組合管理者
江南丹羽環境管理組合管理者
西知多厚生組合管理者
北設楽衛生処理組合管理者
西春日井郡東部衛生組合管理者
宝飯地区広域町村圏組合管理者
立会人愛知県環境部長

資料３５

プロパンガス災害対策に関する業務協約

（目的）

第１条　犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、西春日井郡東部消防組合、西春日井郡西部消防組合、丹羽消防組合の消防本部（以下「消防本部」という。）と（社）愛知県プロパンガス協会尾張中支部（以下「尾張中支部」という。）は、区域内のプロパンガスの漏洩に起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）対策のため業務協約を締結し、災害を未然に防止するとともに災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限に防止することを目的とする。

（区域）

第２条　本協約の区域は、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、西春日井郡及び丹羽郡の区域とする。

（災害の防止活動）

第３条　災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

(1)　各消防本部及び尾張中支部は、災害の防止と必要な情報交換又は所要事項を協議するため連絡会議を開催するものとする。

(2)　尾張中支部は、各消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする

(3)　各消防本部及び尾張中支部は、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。

(4)　各消防本部及び尾張中支部は、それぞれの関係者に対して災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

（災害防御活動）

第４条　災害を防御するための実施事項は、次のとおりとする。

(1)　各消防本部及び尾張中支部は、災害の発生又は発生の恐れのある事態を覚知したときは、別表に定める通報及び連絡体制により速やかに連絡通報を行うものとする。

(2)　尾張中支部は、災害発生時における緊急出動体制及び応急体制を確立し、あらかじめその計画を各消防本部に通知しておくものとする。

(3)　災害現場におけるガスの遮断措置は、尾張中支部が実施するものとする。

ただし、各消防隊が尾張中支部に先行して火災現場へ到着し、大規模な災害が発生した場合又は予測される場合においては、各消防隊がガス遮断等措置を実施することができるものとする。

(4)　各消防本部又は尾張中支部が前号の規定に基づいて、ガスの遮断等措置を実施した場合は、速やかに相互に連絡するものとする。

(5)　ガスの遮断等措置後における復旧作業は、尾張中支部が実施するものとする。

(6)　尾張中支部は、各消防本部が設置する現場本部と緊密な連携を保つとともに関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

（協議）

第５条　この協約の運用に係る細目事項については、各消防本部及び尾張中支部の両者が協議して定めるものとする。

附　則

この協約の成立を証するため、本書８通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

昭和６１年４月１０日

西春日井郡東部消防組合消防本部
消防長

西春日井郡西部消防組合消防本部
消防長

丹羽消防組合消防本部
消防長

（社）愛知県プロパンガス協会尾張中支部
支部長

犬山市消防本部
消防長

江南市消防本部
消防長

小牧市消防本部
消防長

岩倉市消防本部
消防長

資料３６

大口町排水設備指定工事店協会災害復旧協力規則

平成８年３月１４日

大口町排水設備指定工事店協会
会　長　住所　愛知県丹羽郡大口町大字余野字寺浦２２１番地
氏名　丸周建設株式会社
代表取締役　近藤重義
副会長　住所　愛知県丹羽郡大口町大字小口字馬場８５番地
氏名　株式会社　丸広水道
代表取締役　廣瀬重朝

（基本姿勢）

第１条　大口町排水設備指定工事店協会（以下「協会」という。）は、地震、火災その他の災害により下水道施設に被害が発生し又は発生したと想定される場合で、大口町から被害の調査、応急復旧等について協力の要請があったときは、会員の総力を挙げてこれに協力するものとする。

（調達）

第２条　会長は、大口町から協力の要請があったときは、ただちにその要請内容を会員に周知し、協力参加可能人員、機材を調査して大口町に報告するものとする。

２　会長は、前項の調査の結果不足するものが有るときは、会員以外の会社で調達可能量を調査し、その協力を得て必要量を確保し大口町に報告するものとする。

３　災害発生時に大口町から直接協力の要請を受けた会員は、災害の概要、協力要請の概要を協会に報告するものとする。

（協力参加者への支援）

第３条　会員は、協力の要請に応じて災害調査又は応急復旧等に参加する会員等が希望するときは、宿泊、駐車場その他必要な施設の斡旋をする等、会員等の現地活動を支援するものとする。

（工期延長要請）

第４条　会長は、災害の規模が大きくかつ緊急を要する場合で、協力の要請に応じるため必要があると認めるときは、会員の了承を得た後、当該会員が現に施工中の業務または工事について、当該業務または工事の発注者に対し協力に要する期間に限り、工期の延長を要請することができる。

（結果の報告）

第５条　災害調査、応急復旧に協力した会員は、当該参加が終了したときは、参加の概要ならびに協会が今後災害復旧協力を行う場合の参考になると思われる事項について会長が報告するものとし、会長はこれを大口町に報告するものとする。

大口町排水設備指定工事店一覧

指定工事店名	所　　在　　地	電話番号
㈱村瀬組	大口町奈良子三丁目１２２番地	0587-95-0022
中日保安設備㈱	大口町外坪一丁目４３番地の１	0587-95-1284
㈲マルイチ吉田水道	大口町余野三丁目４７４番地	0587-95-2230
㈱丸広水道店	大口町大字小口字馬場８５番地	0587-95-2910
㈲尾張水道サービス	大口町秋田三丁目４００番地	0587-95-6965
㈲吉田設備	大口町余野二丁目８５番地	0587-95-3004
㈲新栄設備	大口町丸二丁目５番地	0587-95-2573
㈱前田グリーンサービスエンジニア	大口町大御堂一丁目１９０番地	0587-95-1045
丸周建設㈱	大口町大字余野字寺浦２２１番地	0587-95-2263
山幸建設㈱	大口町余野五丁目１３３番地	0587-95-6892
熊沢建設㈱	大口町河北二丁目１０５番地	0587-95-6944
佐藤建設㈱	大口町秋田二丁目１１２番地	0587-95-4515
㈱社本綜合建設	大口町堀尾跡二丁目６２番地	0587-95-1757
(資)井戸栄工業	扶桑町大字柏森字中屋敷 180 番地	0587-93-2114
㈲大竹水道工事店	扶桑町大字小淵１１８９番地	0587-93-1411
北折水道工業所	扶桑町大字小淵１１４５番地	0587-93-1086
千田水道㈱	扶桑町大字高雄字畑尻１０１番地	0587-93-2273
㈱倉衛工業	江南市古知野町北屋敷１１１番地	0587-54-4356
㈱新栄工業	犬山市大字犬山字下蓮池９番地の２	0568-61-1844

資料３７

航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定書（小牧基地関係）

自衛隊の航空機による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整について、航空自衛隊小牧基地司令（以下「甲」という。）と大口町長（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、自衛隊の航空機による航空事故及び同航空事故に伴う災害が発生した場合における事故通報及び救難活動（事故現場住民被災者及び事故航空機搭乗者の救出、消火活動等）を的確かつ、迅速に実施するため、甲乙相互の連絡調整体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第２条　この協定は、大口町内に発生した自衛隊の航空機の事故に関して適用する。

（連絡責任者の設置）

第３条　甲及び乙は、事故通報、救難活動を迅速円滑に実施するため、次のとおり連絡責任者を置く。

機関	区　分	担当部課	連絡責任者	電　話　番　号
甲（小牧基地）	勤務時間内	第５術科学校 教　務　課	訓 練 班 長	０５６８－７６－２１９１ （内線２７３、２７４）
	勤務時間外	基 地 当 直 室	基地当直幹部	０５６８－７６－２１９１ （内線２２５、５２５）
	指　揮　所 開　設　時	救 難 指 揮 所	運　用　係	０５６８－７６－２１９１ （内線２７３、２５０）
乙（大口町）	勤務時間内	地 域 協 働 部 町 民 安 全 課	町民安全課長	０５８７－９５－１１１１ （内線１１０番）
	勤務時間外		宿　日　直 担　当　者	０５８７－９５－１１１１

２　甲及び乙は、連絡責任者に変更があつた場合、速やかに相互に通報するものとする。

（事故発生の通報）

第４条　甲は、大口町内において航空事故が発生した場合、乙に対して速やかに次の事項のうち判明した事項について通報し必要な支援を要請する。

(1)　航空事故発生場所、時刻

(2)　機種、機数、乗員数、積載燃料量、弾薬積載の有無

(3)　事故現場の状況

(4)　その他緊急に連絡すべき事項

２　乙は、前項以外で航空事故情報を知った場合、速やかに前項に準じて甲に対して通報するもの。

（救難活動の実施）

第５条　甲は、航空事故情報を受領後直ちに小牧基地内に航空救難指揮所を開設するとともに、救難隊を事故現場に派遣し救難活動を実施するものとする。

２　乙は、航空事故の発生を知った場合直ちに救難活動を実施する。ただし、甲の事故現場到着以降は、甲乙調整を図り分担区分を定めて行うものとする。

３　甲は、甲の救難隊が救難活動を完了した場合には、その結果について乙に通報するものとする。

（現地連絡所の設置）

第６条　甲は、航空事故が発生した場合、事故に関する情報交換及び救難活動に関する連絡調整を円滑に実施するため、事故現場近辺に現地連絡所を設置する。

（雑則）

第７条　この協定に定めのない事項及び改定の必要がある事項については、その都度甲、乙間において協議し処理する。

２　甲、乙は、この協定の効果的な運用を図るため連絡会議をもつことができる。

３　この協定書は、協定当事者がそれぞれ各１通保有する。

昭和６０年４月２５日

甲　航空自衛隊小牧基地司令

藤　井　　力

乙　愛知県丹羽郡大口町長

江　口　一　信

資料３８

航空事故に伴う災害が発生時の連絡調整に関する協定書（岐阜基地関係）

（目的）

第１条　この協定は、自衛隊の航空機による航空事故及び同事故に伴う災害が発生した場合、事故現場周辺住民被災者及び事故航空機搭乗者の救出、救急医療並びに消火等の諸活動（以下「救難活動等」という。）を的確かつ迅速に実施するための連絡調整体制について必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　この協定は、航空自衛隊岐阜基地（以下「甲」という。）と大口町（以下「乙」という。）との間において締結し、大口町内に発生した自衛隊の航空事故に関して適用するものとする。

（事故発生の通報及び救難活動等の要請）

第３条　甲は、大口町内において航空機事故が発生した場合は乙に対して直ちに次の事項について通報するとともに救難活動等に必要な支援を要請するものとする。

通　報　内　容

(1)　航空機事故発生場所及び時刻

(2)　航空機の機種、乗員、積載燃料量及び弾薬積載の有無等

(3)　事故現場の状況

(4)　救難隊の派遣場所

(5)　その他の緊急連絡すべき事項

２　乙は、前項以外で航空事故情報を知った場合は、直ちに前項に準じて甲に対して通報するものとする。

３　前１、２項の通報先は、別表のとおりとする。

（救難活動等）

第４条　甲は、航空事故情報を受領後直ちに岐阜基地内に航空救難所を開設するとともに、救難隊を事故現場に派遣し救難活動等を行わせるものとする。

２　乙は、航空事故発生を知った場合は、直ちに救難活動等を開始する。ただし、現場連絡開設以後は、甲乙調整を図り分担区分を定めて行うものとする。

３　甲は、甲の救難隊が救難活動等を完了した場合には、その結果について乙に通報するものとする。

（連絡調整要領）

第５条　甲及び乙は、相互に現地連絡所が開設されるまでの間事故現場状況の通報又は事故処理のための調整を行うほか当日の担当者名を確認するものとする。

２　連絡通報先は、原則として別表のとおりとするが、状況により変更する場合は、そ

の都度相互に通報し事後の連絡調整の円滑を図るものとする。

（現地連絡所等）

第６条　甲は、直ちに事故現場に現地連絡所を開設するとともに必要な連絡担当者を配置し、細部の連絡調整に当たらせるものとする。

２　甲は、乙が現地連絡所等を開設し連絡担当者の派遣を要請した場合は、所要の人員を派遣するものとする。

３　乙は、現地連絡所等を開設しない場合は、事故現場の連絡調整を円滑にするため甲の要請により所要の人員を派遣するものとする。

４　事故現場における甲乙相互間の救難活動等に関する細部調整は、各連絡担当者を通じて現地連絡所等で行うものとする。

（雑則）

第７条　この協定に定めのない必要な事項及び改定の必要がある事項については、その都度甲乙間において協議し処理するものとする。

２　甲、乙は、この協定の効果的な運用を図るため連絡会議を持つことができるものとする。

昭和６０年１月１８日

甲　航空自衛隊岐阜基地司令　空将　中　澤　　誠

乙　愛知県丹羽郡大口町長　　江　口　一　信

丹羽消防組合管理者　　江　口　一　信

別表　航空事故通報先

機　関　名	昼　夜 間　別	部　課　等　別	担 当 者 職 名	電　話　番　号
航空自衛隊 岐 阜 基 地	昼　間	第２補給所 企　画　課	企 画 課 長 又 は 1 班 長	0583-82-1101 内線 207 314 316
	夜　間	基 地 当 直 室	基地当直幹部	同　上 内線 225
	昼夜間	救 難 指 揮 所 開　設　時	指 揮 所 長 又は運用班長	同　上 内線 207 314 316
犬　山　市				
	昼夜間	消 防 本 部	通信担当係長	0568-65-0119(代)
江　南　市				
	昼夜間	消 防 本 部	救急通信係長	0587-55-2258(代)
大　口　町	昼　間	町民安全課	町民安全課長	0587-95-1111(代)
	昼夜間	丹羽広域事務 組合消防本部	通　信　担　当	0587-95-5151(代)
扶　桑　町	昼　間	総　務　課	総 務 課 長	0587-93-1111(代)
	昼夜間	丹羽広域事務 組合消防本部	通　信　担　当	0587-95-5151(代)

資料３９

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

昭和 38 年 3 月 25 日
条 例 第 3 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第８４条第１項の規定に基づき、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に係る、災害補償に関する事項を定めるものとする。

（災害補償）

第２条　法第６５条第１項の規定又は同条第２項において準用する第６３条第２項の規定により災害に伴う応急措置の業務に従事させられた者が、そのため死亡し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号）の消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２５条第２項若しくは第２９条第５項（同法第３６条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者又は水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１７条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５８年３月２３日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５７年１０月１日から適用する。

資料４０

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当てに関する条例

昭和 38 年 3 月 25 日
条 例 第 4 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）第１９条の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当てに関する事項を定めるものとする。

（災害派遣手当）

第２条　派遣職員が住所又は居所を離れて大口町内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に揚げる区分により災害派遣手当を支給する。

（支給方法）

第３条　前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、大口町職員に支給される諸手当の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年１２月２１日条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年１２月２２日条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

区　　分		金　　額
公用施設又はこれに準ずる施設を利用して滞在した場合		日額　　３，９７０円
その他の施設を利用して滞在した場合	滞在した期間が３０日以内のとき	日額　　６，６２０円
	滞在した期間が３０日を超え６０日以内のとき	日額　　５，８７０円
	滞在した期間が６０日を超えるとき	日額　　５，１４０円

資料４１

災害支援協力に関する覚書（郵便局）

大口町（以下「甲」という。）と扶桑郵便局、大口郵便局、大口南郵便局（以下「乙」という。）は、大規模地震その他の災害等により大口町内に生じた被害等の救済及び復旧に対し、大口町地域防災計画等の大口町の計画並びに災害対策基本法、災害救助法、その他関係法令に定めるものの他、必要とする対応等について大口町と扶桑郵便局及び大口町内の郵便局が相互に協力し、対策及び救済活動等を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第２条　甲及び乙は、大口町内に災害等が発生した場合は、次の事項について相互に協力を要請することができる。この場合、甲にあっては災害対策本部長名で、乙にあっては扶桑郵便局長名で行うものとする。

(1)　甲が所有し、又は管理する施設及び用地を郵便物集積場所等として提供すること。

(2)　乙が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること。

(3)　甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報を相互提供すること。

(4)　乙による避難所及び仮設住宅地等へ必要に応じた臨時郵便差出箱を設置すること。

(5)　その他、お互いに支援、協力できる事項

（対応及び体制等）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による情報の提供及び協力要請を受けたときは、その重要性を考慮し、対応策を講じ、あるいは協力するよう努めなければならない。

２　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換をすると共に、協議により体制等を整備するものとする。

（費用負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除く他、甲乙協議により決定した金額を、それぞれ要請した者が負担する。

（防災訓練等への参加）

第５条　乙は、甲の行う防災訓練等に参加することができる。

（庶務）

第６条　この覚書に関する庶務は、甲にあっては総務部行政課、乙にあっては扶桑郵便局総務課において処理する。

（その他必要事項）

第７条　この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面４通を作成し、甲乙両者がそれぞれ記名押印の上、各自１通保管する。

平成10年３月３０日

（甲）所在地　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
丹羽郡大口町
代表者　大口町長　　鈴　木　　博

（乙）所在地　愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字中切４４５
扶桑郵便局
代表者　扶桑郵便局長　堀　場　善　夫

所在地　愛知県丹羽郡大口町丸二丁目１１番地
大口郵便局
代表者　大口郵便局長　今　枝　達　夫

所在地　愛知県丹羽郡大口町秋田一丁目３８４番地の３
大口南郵便局
代表者　大口南郵便局長　舟　橋　新　介

資料４２

ヘリポート用地の基準

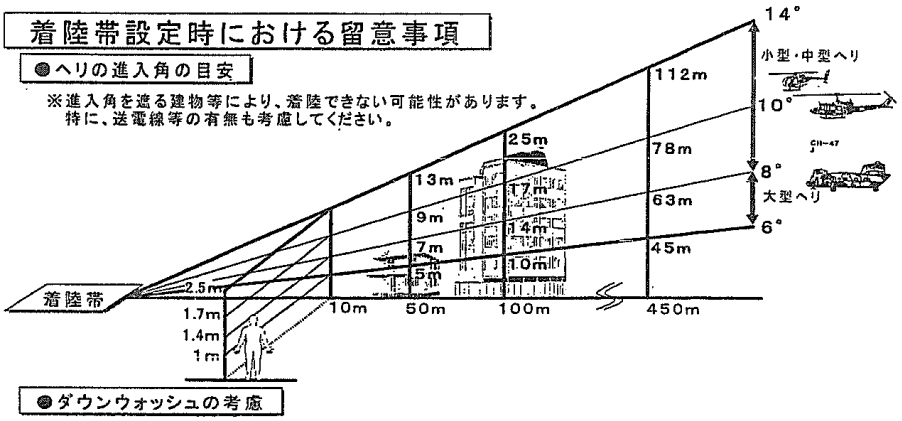

(a－1)　小型機（OH－6）の場合《標準》

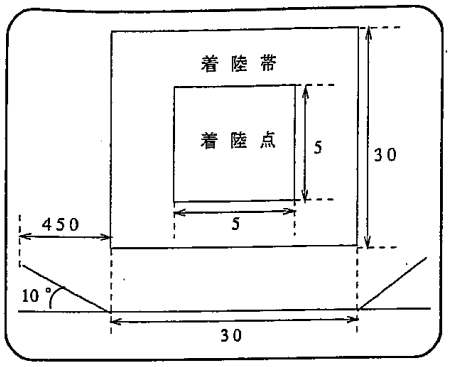

(a－2)　小型機（OH－6）の場合《応急》

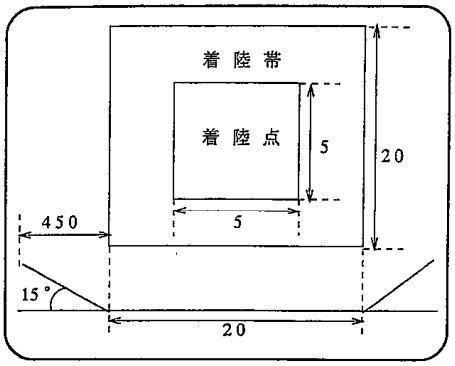

(b－1)　中小型機（UH－1）の場合《標準》

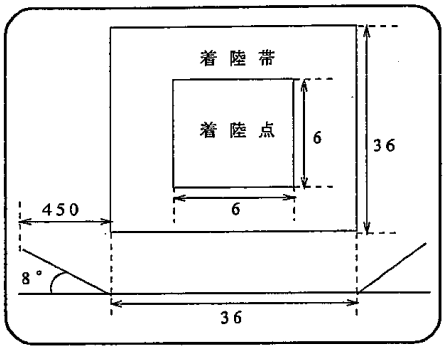

(b－2)　中小型機（UH－1）の場合《応急》

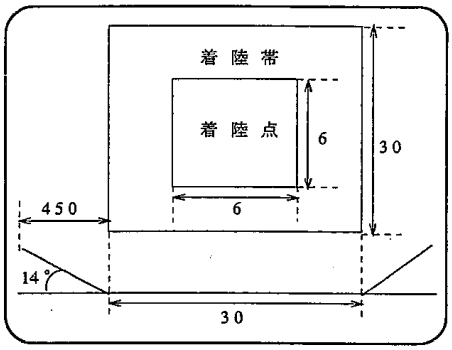

(c－1)　大型機(V－107及びUH－60J)の場合《標準》

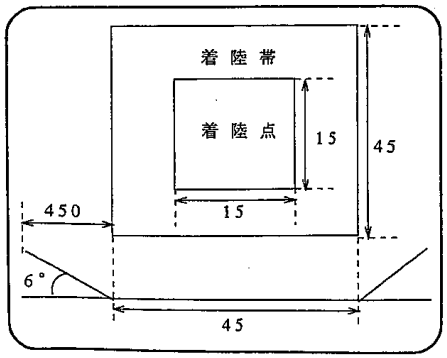

(c－1)　大型機(V－107及びUH－60J)の場合《応急》

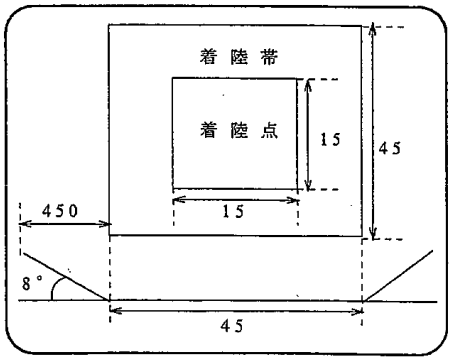

(単位：m)

(d － 1)　大型機（CH － 47）の場合《標準》

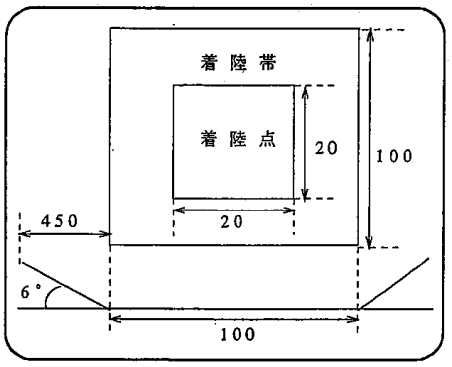

(d － 1)　大型機（CH － 47）の場合《応急》

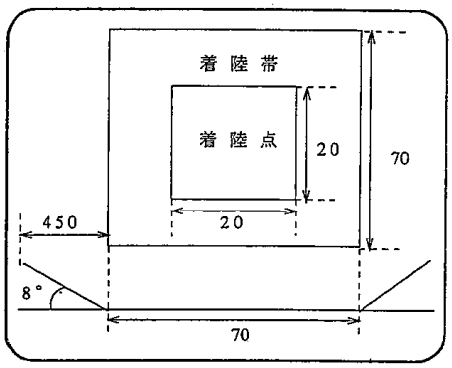

(単位：m)

(イ)　受入時の準備

a　離着陸地点には、下記基準Ⓗ記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(a)　Ⓗ記号の基準

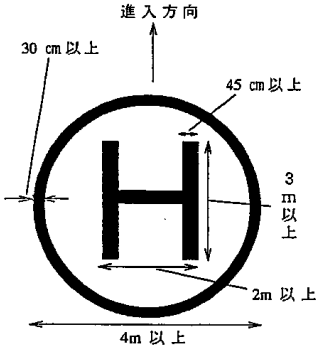

○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

(b)　吹き流しの基準

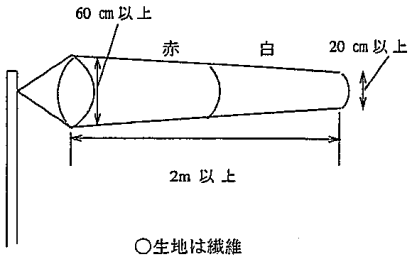

○生地は繊維
○型は円形帯

(注)吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

b　ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。

c　砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

d　ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

e　物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

f　離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

資料４３

愛知県防災ヘリコプター支援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法第 30 条（昭和 22 年法律第 226 号）第２項に基づき、愛知県内の市町村および消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法第１条に規定する災害をいう。

（支援要請）

第４条　この協定に基づく支援要請は、消防組織法第 30 条第１項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合

(3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

２　航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

２　知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の活動）

第６条　前条第１項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

（消防用無線局の管理及び運用）

第７条　愛知県は、第４条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等と

の連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

２　前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第１０条この協定書は、平成１９年８月１日から適用する。

平成８年10月１日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成１９年７月３１日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ１通を保管する。

平成１９年８月１日

愛知県知事　　神 田 真 秋

大口町長　　酒　井　　鍒

資料４４

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、大口町（以下「甲」という。）が社会福祉法人おおぐち福祉会（以下「乙」という。）に対し、避難所施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に揚げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの支援を求める者をいう。

（１）身体障がい者

（２）知的障がい者

（３）精神障がい者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に揚げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に揚げる施設とする。

名　称	所　在　地
ハートフル大口	大口町下小口七丁目２１番地

（報告書の作成）

第５条　甲及び乙は、災害発生後にこの協定を円滑に進めるために、連絡責任者及び乙の施設の状況（受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等）について、連絡責任者及び施設の状況等報告書（様式１）（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

２　甲及び乙は、毎年１回、４月末までに報告書の確認を行うための情報交換を行うものとする。なお連絡責任者が変更した場合は連絡責任者変更届（様式２）により随時報告するものとする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ連絡責任者に電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして避難所施設開設依頼書（様式第３）及び避難者リスト（様式第４）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
（２）身元引受人の氏名、連絡先等
（３）施設を使用する期間

（避難者の移送）

第７条　施設への移送については、原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は甲の依頼により、乙は自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第８条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第９条　乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、消耗品等については甲が費用を負担し、施設利用についてはできる限り乙の負担とする。

（有効期限）

第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の証しとして、本協定書を２通作成し甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２４年２月２２日

甲　　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
大口町
大口町長　森　　進

乙　　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目２１番地
社会福祉法人おおぐち福祉会
理事長　加　藤　英　也

資料４５

災害救助物資の緊急調達等に関する協定

大口町（以下「甲」という。）とアピタ大口店、株式会社　西友、株式会社　バロー、ヨシヅヤ大口店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大口町において大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第９条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとし、乙は可能な限りこの要請に応じるものとする。

（災害救助物資の品目）

第３条　災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。但し、乙は常に在庫することを保障するものではない。

（支援の要請手続き）

第４条　第２条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第５条　乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を２名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第６条　災害救助物資の運搬にかかる経費は、甲が負担する。

２　災害救助物資の価格は、地震災害警戒宣言発令又は災害発生の直前時における乙の店舗での販売価格とする。

（協定書の有効期間）

第７条　この協定書の有効期間は、平成１９年８月２４日から平成２０年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の３０日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに１年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保有する。

平成１９年８月２４日

甲　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
丹羽郡大口町
大口町長　酒　井　鍼

乙　愛知県丹羽郡大口町丸二丁目３６番地
アピタ大口店
店　長　橋 本 昌 彦

東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
株式会社　西友
代表執行役エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー

岐阜県恵那市大井町１８０番地の１
株式会社　バロー
代表取締役　田 代 正 美

愛知県丹羽郡大口町奈良子二丁目７９番地
株式会社ヨシヅヤ大口店
店　長　時　田　浩

災害救助物資の品目

区　　分	主　　な　　品　　目
食　　料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、 魚肉缶詰、 容器入飲料水　など
日　用　品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 　など
そ　の　他	ビニールシート　など

資料４７

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、大口町（以下「甲」という。）が特別養護老人ホーム　御桜乃里（以下「乙」という。）に対し、避難所施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に揚げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの支援を求める者をいう。

（１）介護保険の要支援要介護認定者（要介護２以上を想定する。）

（２）上記に準ずる者

（３）その他町長が必要と認める者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に揚げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に揚げる施設とする。

名　称	所　在　地
特別養護老人ホーム御桜乃里	大口町下小口六丁目１２４番地２

（報告書の作成）

第５条　甲及び乙は、災害発生後にこの協定を円滑に進めるために、連絡責任者及び乙の施設の状況（受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等）について、連絡責任者及び施設の状況等報告書（様式１）（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

２　甲及び乙は、毎年１回、４月末までに報告書の確認を行うための情報交換を行うものとする。なお連絡責任者が変更した場合は連絡責任者変更届（様式２）により随時報告するものとする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ連絡責任者に電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして避難所施設開設依頼書（様式第３）及び避難者リスト（様式第４）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
（２）身元引受人の氏名、連絡先等
（３）施設を使用する期間

（避難者の移送）

第７条　施設への移送については、原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は甲の依頼により、乙は自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第８条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第９条　乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、消耗品等については甲が費用を負担し、施設利用についてはできる限り乙の負担とする。

（有効期限）

第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の証しとして、本協定書を２通作成し甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２４年２月２日

甲　　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
大口町
大口町長　森　　進

乙　　愛知県丹羽郡大口町下小口六丁目１２４番地２
社会福祉法人　愛生福祉会
特別養護老人ホーム御桜乃里
施設長　東　謙次

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、大口町（以下「甲」という。）が医療法人医仁会（以下「乙」という。）に対し、避難所施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に揚げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの支援を求める者をいう。

（１）介護保険の要支援要介護認定者

さくら荘（要介護２以上)、太郎と花子（要支援１・２程度）

（２）上記に準ずる者

（３）その他町長が必要と認める者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に揚げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に揚げる施設とする。

名　称	所　在　地
介護老人保健施設さくら荘	大口町新宮一丁目９６番地
有料老人ホーム　太郎と花子	大口町新宮一丁目１０番地

（報告書の作成）

第５条　甲及び乙は、災害発生後にこの協定を円滑に進めるために、連絡責任者及び乙の施設の状況（受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等）について、連絡責任者及び施設の状況等報告書（様式１）（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

２　甲及び乙は、毎年１回、４月末までに報告書の確認を行うための情報交換を行うものとする。なお連絡責任者が変更した場合は連絡責任者変更届（様式２）により随時報告するものとする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ連絡責任者に電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして避難所施設開設依頼書（様式第３）及び避難者リスト（様式第４）

で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
（１）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
（２）身元引受人の氏名、連絡先等
（３）施設を使用する期間

（避難者の移送）

第７条　施設への移送については、原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は甲の依頼により、乙は自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第８条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第９条　乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、消耗品等については甲が費用を負担し、施設利用についてはできる限り乙の負担とする。

（有効期限）

第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の証しとして、本協定書を２通作成し甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２４年　２月　　日

甲　　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
大口町
大口町長　森　　進

乙　　愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目１２９番地
医療法人　医仁会
理事長　小　林　勝　正

資料４８

災害時における物資提供に関する協定

大口町（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン 株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における飲料水(以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　大口町内に震度５弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その本部から物資の提供について要請があった時、乙はこの協定の内容により協力するものとする。

２　乙は、第１項の要請があった時は、大口町内に設置した地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

また、機内在庫以外に乙は、物資を甲の指定する施設へ無償で提供するものとする。

無償提供する物資の数量は、甲、乙の協議により決定するものとする。

３　乙は、第２条第１項の要請があった時は、速やかに協力体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（申請の手続）

第３条　甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資（飲料水）提供申請書（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとする。この場合、後日速やかに援助物資（飲料水）提供申請書を提出するものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、平成２０年９月３日から平成２１年９月２日までとする。

ただし、有効期間満了の１カ月までに甲乙のいずれからもこの協定の解除の申し出がない限り、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第５条　この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２０年９月３日

（甲）　住　所　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
氏　名　　愛知県丹羽郡大口町
大口町長　酒　井　　鍼

（乙）住　所　愛知県名古屋市東区砂田橋四丁目１番４７号
氏　名　　コカ・コーラセントラルジャパン株式会社
取締役常務執行役員
中京地区本部長　伊　藤　次　一

資料４９

災害時の医療救護に関する協定書

丹羽郡大口町（以下「甲」という。）と社団法人　尾北医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、大口町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

２　この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し医師、助産師、看護師、その他必要とする者（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所、その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

２　乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果医療救護を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の医療救護所等に医療救護班を派遣するものとする。

３　乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が医療救護班の派遣を承認したときは当該医療救護班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（指示及び連絡調整）

第３条　乙が派遣する医療救護班に係る指示及び医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護）

第４条　医療救護班は、原則として医療救護所等において、医療救護を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 診察（トリアージを含む。）

(2) 傷病者に対する応急処置

(3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定

(4) 死亡の確認及び死体の検案

(5) その他医療救護を実施する上で必要な措置

（医薬品等の供給）

第６条　乙の派遣する医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

２　甲は、医薬品等の供給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第７条　医療救護所等における医療救護は、無償で行うものとする。

２　収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は無償とする。

（報告）

第８条　乙の派遣する医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

２　乙は、乙の派遣する医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第９条　甲の要請に基づき、乙の派遣した医療救護班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 乙における医療救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等（乙の派遣する医療救護班の携行品を含む）の使用に係る経費

(3) 前２号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

２　前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（扶助金）

第 10 条　甲は、第２条第１項又は第２項の規定に基づき乙が派遣した医療救護班の班員が医療救護の実施を行ったことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害

の状態となった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあっては大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 16 号）の規定の例により補償するものとする。

（細目）

第 11 条　この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協定の有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１ヶ月までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほかその都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２１年　３月　１日

甲　丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
丹羽郡大口町
代表者　丹羽郡大口町長　酒　井　　鍠

乙　愛知県丹羽郡大口町下小口六丁目１２２番地の２
社団法人　尾北医師会
会　長　　藤　原　誠　治

資料５０

災害時の医療救護に関する協定書

大口町（以下「甲」という。）と尾北薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、大口町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

２　この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

２　乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等についての情報収集を行い、その結果医療救護を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の避難場所等に薬剤師班を派遣するものとする。

３　乙は、前項の規定により薬剤師班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が薬剤師班の派遣を承認したときは当該薬剤師班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（薬剤師班の活動場所）

第３条　薬剤師班は、避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において医療救護活動を行うものとする。

（指示及び連絡調整）

第４条　乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指示及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第５条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1) 医薬品等の供給への協力

(2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力

(3) 医薬品等の保管・管理への協力

（医薬品等の供給）

第６条　医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用することができる。

（活動記録及び報告）

第７条　乙の派遣する薬剤師班の班長は、医療救護活動に係わる記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

２　乙は、乙の派遣する薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第８条　甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に要した人件費及び諸経費

(2) 乙が供給した医薬品等（乙の派遣する薬剤師班の携行品を含む）の経費

（扶助金）

第９条　甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係わる業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、甲が扶助金を支給するものとする。

（細目）

第１０条　この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協定の有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２２年　７月１５日

甲　丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
大口町
代表者　大口町長　森　　進

乙　犬山市大字塔野地字清水５番地１
尾北薬剤師会
会　長　　間　宮　　進

資料５１

災害時の歯科医療救護に関する協定書

大口町（以下「甲」という。）と尾北歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、大口町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

２　この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は、歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合は、乙に対し歯科医師、歯科衛生士、その他必要とする者（以下「歯科医師等」という。）の派遣を要請する。

２　乙は、前項により、甲からの要請を受けたときは、速やかに歯科医師等で構成する班（歯科医療救護班）という。）を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所、その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

３　乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果歯科医療救護を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の医療救護所等に歯科医療救護班を派遣するものとする。

４　乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が歯科医療救護班の派遣を承認したときは当該歯科医療救護班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（指示及び連絡調整）

第３条　乙が派遣する歯科医療救護班に係る指示及び歯科医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護）

第４条　歯科医療救護班は、原則として医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、歯科医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、乙は、その会員の歯科医療施設の利用について協力を得られる

よう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科診療を必要とする被災者に対する応急措置

(2) 医科のトリアージに立ち合い口腔領域等の被災者の早期対応

(3) 口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置

(4) 歯科診療記録等による身元確認の協力

(5) その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第６条　乙の派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品及び歯科用器材等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

２　甲は、医薬品等の供給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第７条　医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

２　収容された歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から歯科医療機関に転送された傷病者に対して行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。

（報告）

第８条　乙の派遣する歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

２　乙は、乙の派遣する歯科医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第９条　甲の要請に基づき、乙の派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 乙における歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等（乙の派遣する歯科医療救護班の携行品を含む）の使用に係る経費

(3) 前２号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

２　前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（扶助金）

第 10 条　甲は、第２条第１項又は第２項の規定に基づき乙が派遣した歯科医療救護班の班員が歯科医療救護の実施を行ったことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、

又は障害の状態となった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあっては大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第１６号）の規定の例により補償するものとする。

（細目）

第 11 条　この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協定の有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１ヶ月までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほかその都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２２年１０月７日

甲　丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
大口町
代表者　大口町長　森　　進

乙　江南市和田町中畑８２番地
尾北歯科医師会
会　長　　近 藤 直 樹

資料５２

過去の主な風水害

（愛知県防災局災害対策課）

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hpa)	最大風速 風速（m/s）	総雨量 (mm)	
大元.9.22～23 （1912年）	暴風雨	971.4	28.2SSE	102.9	②死者140　負傷者180 家屋全壊6,000
大8.9.16～17 （1919年）	暴風雨				②死者4　家屋全壊40 浸水700
大10.9.25～26 （1921年）	暴風雨	986.7	18.3SE	43.9	②死者27　負傷者22
大14.8.14～15 （1925年）	大　雨				②死者6　負傷者3 家屋全壊25　浸水20,000
大14.9.11 （1925年）	暴風雨	996.0	22.8SSE	186.8	②死者12　負傷者3 家屋全壊52　浸水20,000
大15.9.4 （1926年）	暴風雨	989.1	20.8NNW	52.9	②死者23　負傷者70 家屋全壊166　浸水1,400
昭5.７.19 （1930年）	大　雨				②死者13　負傷者2 家屋全壊13　浸水2,000
昭7.７.１～2 （1932年）	大　雨				②死者26　負傷者9 家屋全壊30　浸水2,700
昭9.9.21 （1934年）	暴風雨 （室戸台風）	975.9	32.9SSE	24.0	②死者8　負傷者68 家屋全壊85
昭10.10.27 （1935年）	大　雨				②死者1 負傷者2 浸水13,000
昭11.10.2～3 （1936年）	暴風雨	984.6	12.7N	198.2	②死者2　負傷者8 家屋全壊4　浸水15,000
昭13.7.3～5 （1938年）	大　雨				②死者2　家屋全壊6 浸水4,500
昭19.10.7～8 （1944年）	暴風雨	975.3	3.7SSE	80.8	②死者5　負傷者2 家屋全壊95　浸水700
昭20.9.18 （1945年）	暴風雨 （枕崎台風）	988.7	20.2SSE	40.3	②死者4　負傷者8 家屋全壊400　浸水600

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			県下の 被害概要
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
昭 20.10.11 （1945 年）	暴風雨 （阿久根台風）	997.1	14.0SSE	228.9	②死者 1 家屋全壊 1 浸水 6,000
昭 25.9.3 （1950 年）	暴風雨 （ジェーン台風）	995.4	26.7SE	47.4	②死者 6　負傷者 36 家屋全壊 40　浸水 300
昭 27.6.23～24 （1952 年）	暴風雨 （ﾀﾞｲﾅ台風）	991.3	13.7NNE	177.2	②死者 1　家屋全壊 3 浸水 6,800
昭 28.9.25 （1953 年）	暴風雨・高潮 （台風 13 号）	970.0	22.6NNW	178.1	②死者 72　負傷者 623 家屋全壊 6,769　浸水 90,000
昭 29.7.30 （1954 年）	大　雨				②死者 3　負傷者 1 家屋全壊 15　浸水 6,870
昭 30.10.20 （1955 年）	暴風雨 （台風 26 号）	989.7	20.8SSE	34.3	②死者 3　負傷者 18 家屋全壊 65　半壊 61 一部破損 113　床上浸水 14 床下浸水 599
昭 32.8.7 （1957 年）	大　雨 （多治見大雨）				②死者 33　負傷者 44 家屋全壊 88　半壊 89 床上浸水 3,547 床下浸水 13,961
昭 33.8.25 （1958 年）	暴風雨 （台風 17 号）	999.0	17.7SE	139.9	②死者 3　負傷者 1　家屋全壊 9 半壊 25　一部破損 248 床上浸水 116　床下浸水 4,682
昭 34.8.14 （1958 年）	大　雨	993.5	13.4WNW	234.0	②負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 20　一部破損 2 床上浸水 14　床下浸水 80,826

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			県下の 被害概要
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
昭 34.9.26 （1959 年）	暴風雨･高潮 （伊勢湾台風）	958.5	37.0SSE	165.7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域の沿岸部に被害が集中した。 ②死者 3,168　行方不明 92 負傷者 59,045 家屋全壊 23,334 流失 3,194　半壊 97,049 一部破損 287,059 床上浸水 53,560 床下浸水 62,831 ③県下全域（沿岸部中心） ④3,224 億円
昭 36.6.23～29 （1961 年）	大　雨 （36.6 梅雨前線豪雨）			398 立　田 682	①集中豪雨による災害で尾張部を中心に河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 4　行方不明 2 負傷者 13　家屋全壊 29 流失 2　半壊 72 床上浸水 7,969 床下浸水 66,654 ③県下全域 ④111 億円
昭 36.9.16 （1961 年）	暴風雨 （第二室戸台風）	971.7	28.7SSE	96.4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫・暴風雨による竜巻等の被害が発生した。 ②死者 3　負傷者 146 家屋全壊 168　半壊 515 床上浸水 652 床下浸水 8,868 ③尾張部 ④104 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			①災害の特徴 県下の　②被害の程度 被害概要　③発生場所 ④被害額
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	
昭 37.6.30～7.5 （1962 年）	大　雨 （前線）			103 伊良湖 236	①局地的集中豪雨による災害で中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者２　負傷者 1 家屋全壊２ 床上浸水 1,605 床下浸水 15,501 ③東三河　尾張部
昭 37.8.26 （1962 年）	暴風雨 （台風 14 号）	996.5	23.3SSE	110	①風水害による災害で県下全域で被害が発生した。 ②死者１　負傷者 9 家屋全壊 26　半壊 28 床上浸水 177 床下浸水 7,556 ③県下全域 ④42 億円
昭 39.9.25 （1964 年）	暴風雨 （台風 20 号）	992.8	22.0SSE	105.2	①雨による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 10 家屋全壊６　半壊 12 床上浸水 23 床下浸水 2,298 ③県下全域（主として名古屋、尾張、海部、知多） ④26 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			①災害の特徴 県下の　②被害の程度 被害概要　③発生場所 ④被害額
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	
昭 40.9.17 （1965 年）	暴風雨 （台風 24 号）	970.2	17.0N	188.6	①雨による災害で平野部に被害が多く発生した。 ②死者 1 負傷者 18 家屋全壊 12 半壊 62 床上浸水 1,728 床下浸水 49,622 ③県下全域（主として名古屋、海部） ④93 億円
昭 41.10.12 （1966 年）	大雨 （東三河集中豪雨）			54 田　原 345	①集中豪雨による災害で東三河の平野部に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 10 負傷者 14 家屋全壊 18 半壊 11 床上浸水 11　床下浸水 20,747 ③東三河（豊橋市、田原中心） ④42 億円
昭 43.8.29 （1968 年）	大　雨 （台風 10 号）	991.5	15.7SSE	179 茶臼山 587	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者 6 負傷者 15 家屋全壊 24 半壊 24 一部破損 45　床上浸水 292 床下浸水 4,314 ③奥三河（新城及び南･北設楽郡） ④59 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			県下の 被害概要
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
昭 44.8.4～5 （1969 年）	大雨 （台風 7 号）	990.6	14.8ESE	64 新　城 365.5	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 5 家屋全壊 10 半壊 36 一部破損 81　床上浸水 661 床下浸水 3,515 ③奥三河（新城市及び宝飯郡、南・北設楽郡）　④45 億円
昭 45.7.29～30 （1970 年）	集中豪雨	1,010.8	7.7ENE	123.5	②死者 3 負傷者 4　家屋全壊 2 半壊 7　床上浸水 4,552 床下浸水 37,946 ③尾張部　④18 億円
昭 46.8.30～31 （1970 年）	大雨 （台風 23 号）	987.5	10.0E	321.5	②死者 4 負傷者 15 家屋全壊 19 半壊 127 床上浸水 6,136 床下浸水 59,160　一部破損 228 ③県下全域 ④176 億円
昭 47.7.12～13 （1972 年）	集中豪雨 （47.7 豪雨 台風 6 号）			289 猿　投 458	①集中豪雨による災害で三河山間部に、中小河川の氾濫、山（がけ）崩れ等の被害が発生した。 ②死者 64　行方不明 4 負傷者 12　家屋全壊 271 半壊 287　床上浸水 20,075 床下浸水 12,077 ③西三河（小原、藤岡、豊田、足助） ④302 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			県下の 被害概要
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
昭 49.7.7 （1976 年）	豪雨 （七夕豪雨 台風 8 号）	1,008.2	6.7SE	65 新　城 323 東　栄 302 南知多 285	①台風と梅雨前線による集中豪雨災害で、中小河川の氾濫、がけ崩れ、橋梁の流失等の被害が発生した。 ②死者 3　負傷者 12 家屋全壊 16 半壊 70 床上浸水 1,820 床下浸水 11,800 一部破損 86 ③知多、東三河地域（豊橋、蒲郡、南知多ほか 31 市町） ④195 億円
昭 49.7.24～25 （1974 年）	大　雨			139.8 津　島 333 常　滑 315 一　宮 237	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多を中心に家屋の浸水被害が多数発生した。 ②死者 1 負傷者 7 床上浸水 7,248 床下浸水 743,035 ③県下全域　④92 億円
昭 51.9.8～13 （1976 年）	集中豪雨 （51.9 豪雨 台風 17 号）	1,002.4	10.2SE	422 一　宮 682 南知多 602	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 37 家屋全壊 14　半壊 437 床上浸水 13,050 床下浸水 102,677 一部破損 461 ③尾張、海部、知多地域（59 市町村）　④378 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			県下の 被害概要
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
昭 54.9.24～25 （1979 年）	豪雨			94 名古屋 市港区 224 一時間 雨量 108	①雷を伴った前線による局地的な豪雨災害で家屋の浸水、道路、河川等の被害が発生した。 ②死者２　床上浸水 1,665 床下浸水 33,351 ③県西部地域（名古屋市、東海市他 18 市町村）　④26 億円
昭 54.9.28～10.1 （1979 年）	暴風雨 （台風 16 号）	981.9 小牧 978.2	17.7SE 伊良湖 21.3S	50 茶臼山 170	①台風通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 23　家屋全壊 2 半壊 20　床上浸水 9 床下浸水 178 一部破損 217 ③県全域　④65 億円
昭 54.10.18～19 （1979 年）	暴風雨 （台風 20 号）	971.9 小牧 969.4	14.2W 伊良湖 20.0S	80 作　手 282 茶臼山 279 鳳　来 233	①台風の通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等の被害が発生した。 ②行方不明 1 負傷者 8 家屋全壊半壊 4　床上浸水 39　床下浸水 314　一部破損 26 ③県全域 ④113 億円
昭 57.8.1～3 （1982 年）	暴風雨 （台風 10 号 と低気圧）	975.1 伊良湖 973.0	9.4SSW 伊良湖 21.1E	184.5 鳳　来 501 伊良湖 444	①台風と低気圧による大雨に伴う家屋損壊、農地農業用施設、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者 9　家屋全壊 1 半壊 4　床上浸水 230 床下浸水 2,777　一部破損 91 ③県全域 ④131 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			①災害の特徴 県下の　②被害の程度 被害概要　③発生場所 ④被害額
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	
昭 57.9.11～12 （1982 年）	暴風雨 （台風 18 号）	984.1 伊良湖 980.5	10.3N 伊良湖 19.7NNW	134.0 伊良湖 3 06.5	①台風の通過によるに災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②死者 1　負傷者 1　家屋全壊 1 半壊 1　床上浸水 7 床下浸水 324 一部破損 4 ③主として県東部 ④約 23 億円
昭 58.8.16～17 （1983 年）	暴風雨 （台風 5 号）	982.0 伊良湖 974.9	7.2WNW 伊良湖 19.0ENE	100 豊　橋 419	①台風の通過による災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者 1　家屋全壊 1　半壊 1 床上浸水 33　床下浸水 356 一部破損 3 ③主として県東部 ④約１３億円
昭 58.9.27～28 （1983 年）	暴風雨 （台風 10 号）	992.2	9.5 伊良湖 11.2SSE	234 小　原 291 茶臼山 305	①台風の通過、特に豪雨による災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設、農林水産業施設、農林水産物等に被害が発生した。 ②死者 5　負傷者 1 家屋全壊 2　半壊 1 床上浸水 762 床下浸水 16,974 部破損 25 ③主として県西部 ④約 28 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			①災害の特徴 県下の　②被害の程度 被害概要　③発生場所 ④被害額
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	
平元.9.2～4	大　雨			132 茶臼山 325	①低気圧に伴う寒冷前線による災害 ②死者１　負傷者３ 家屋全壊１　半壊１ 床上浸水３　床下浸水 139 一部破損 2 ③県全域 ④約 24 億円
平元.9.19～20	台風 22 号			47 茶臼山 295	①台風の通過､特に豪雨に東加茂郡を中心とした豪雨による土砂災害により家屋損壊、農林水産物、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者２　負傷者 1 家屋全壊 18　半壊 11 床上浸水 121　床下浸水 134 一部破損 9 ③県全域 ④約 92 億円
平 2.9.19～20	台風 19 号	972.5 伊良湖 976.9	20.1SSE 伊良湖 26.2S	95 作　手 254	①台風の通過による災害で､特に農業用施設､農作物の被害が著しかった。 ②負傷者 29　家屋全壊 2　半壊 28　床上浸水 67 床下浸水 1,408 一部破損 2,297 ③県全域 ④約 153 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			県下の 被害概要
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平 3.9.18～19	大　雨 （台風 18 号・前線）	総降水量 1 時間降水量	名古屋 南知多 名古屋 東　海 南知多	242 316 57 55 48	①台風 18 号の接近伴い、本州南岸の秋雨前線の活動が活発化した。このため、名古屋市 3 区（北・緑・天白）及び春日井市では、災害救助法が適用された。 ②死者 2　軽傷者 1　家屋全壊 2 半壊 28　床上浸水 3,713 床下浸水 12,131 一部破損 9 ③県全域 ④約 60 億円
平 6.9.29～30	暴風雨・竜巻 （台風 26 号）	風　　速 瞬間風速 総降水量 1 時間 降水量	名古屋 19.4SSE 名古屋 36.7SSE 作　手 作　手	 235 48	①台風の他、竜巻が発生した。 ②負傷者 37 家屋全壊 8　半壊 113　床上浸水 137 床下浸水 456 一部破損 981 ③県全域 ④約 53 億円
平 10.9.21～23	暴風雨 （台風 7･8 号）	風　　速 瞬間風速 総降水量 1 時間 降水量	名古屋 21.5SSE 名古屋 42.6SSE 作　手 作　手	 329 63	①台風 8 号が 21 日、第 7 号が 22 日と続いて上陸。8 号は雨、7 号は風による被害が大きかった。交通網が大混乱し、農業被害も大きかった。 ②死者 3 負傷者 151 家屋全壊 8 半壊 35 一部破損 661 ③県内全域 ④約 33 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			県下の 被害概要
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平 11.9.24～26	竜　巻 （台風 18 号）	風　　速 瞬間風速	名古屋 11.2SSE 伊良湖 11.0S 名古屋 23.0S 伊良湖 20.5S		①台風１８ 号の外側を取り巻く積乱雲が、東海地方の南海上から県沿岸にかかり、4 個の竜巻が相次いで発生した。このため豊橋市では、被災者生活再建支援法（法律第 66 号）が平成 10 年 11 月 6 日施行されて以来、本県で始めて同法の適用となった。。 ②負傷者 453　家屋全壊 41 半壊 311　一部破損 1.052 ③主として県東部 ④約 21 億円
平 12.9.11～12	大　雨 （平成 12 年 東海豪雨）	総降水量 1 時間 降水量	名古屋 東　海 蟹　江 一　宮 稲　武 蒲　郡 名古屋 東　海 蟹　江 一　宮 稲　武 蒲　郡	566.5 589 365 293 467 249 97 114 78 54 70 55	①秋雨前線が台風 14 号の暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。このため、23 市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000 人以上が避難され、21 市町村で災害救助法及び災害者生活再建支援法の適用がされた。この災害が、激甚災害に指定され、中小企業支援措置及び農地･農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされ、旭町、稲武町が局地激甚災害（公共土木施設分）の指定を受けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤 20 箇所、越水 319 箇所。死亡 7 負傷者 107　家屋全壊 18　半壊 154　床上浸水 22,078 床下浸水 39,728 一部破損 147 ③県全域 ④約 2,800 億円

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			県下の 被害概要
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平 13.8.21～22	暴風雨 （台風 11 号）	総降水量 1 時間 降水量	茶臼山 作　手 岡　崎 茶臼山 南知多 一　色 鳳　来	330 313 255 34 34 33 32	①台風の通過の夜災害 ②死者 1 負傷者 1　床上浸水 3 床下浸水 165 ③県全域 ④約 3 億円
平 15.8.8～9	暴風雨 （台風 10 号）	総降水量 瞬間風速	茶臼山 作手 名古屋 28ESE	382 336	①台風の通過のよる災害 ② 負傷者 5　床上浸水 1 床下浸水 15　一部破損 5 ③県全域 ④約 24 億円
平 16.6.21	暴風雨 （台風 6 号）	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	284 34 30	①台風の通過による災害 ②負傷者 27　半壊 1　一部損壊 16 床上浸水 1　床下浸水 3 ③県内全域 ④約 13 億円
平 16.10. 20～21	暴風雨 （台風 23 号）	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	265 33 35	①台風の通過による災害 ②死者 1　負傷者 18　一部損壊 41 床上浸水 21　床下浸水 160 ③県内全域 ④約 17 億円
平 20.8. 28～30	大雨 ８月末豪雨	総降水量 一時間降水量	岡崎 蒲郡 豊橋 一宮 名古屋 岡崎 一宮 豊橋 蒲郡 名古屋	447.5 365 351.5 272 237 146.5 104 62.5 58.5 55	①停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。 ②広田川が破提。死者 2　負傷者 5　住家の全壊 5　半壊 3　一部損壊 29　床上浸水 2480　床下浸水

年　月　日	種　別 （名　称）	名古屋の記録			①災害の特徴 県下の　②被害の程度 被害概要　③発生場所 ④被害額
		最低気圧 （hpa）	最大風速 風速（m/s）	総雨量 （mm）	
					14106 棟 ③県内全域 ④約 107 億円
平 21.10. 7～8	暴風雨 （台風１８号）	総降水量 瞬間風速	東海 名古屋 伊良湖	206 29.9 39.9	①台風 18 号が知多半島付近に上陸し、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ②負傷者 19 名、家屋全壊 6　半壊 41　一部損壊 2092　床上浸水 246 床下浸水 1235 ③県内全域 ④約 134 億円
H23.9.20～21	暴風雨 台風第15号	総降水量 瞬間風速	名古屋 茶臼山 阿蔵 名古屋 伊良湖	274 367 383.5 22 33	①奄美大島近海で迷走後に勢力を強め、21日14時頃に浜松市付近に上陸。名古屋市では100万人を超える市民に対し避難勧告が出された。 ②死者4名、負傷者8名、家屋一部損壊69棟、床上浸水239棟、床下浸水572棟 ③県内全域 ④約 30 億円

資料５３　　東海地方に影響のあった主な台風

ア　昭和９年９月２１日　室戸台風

この台風は、海上を時速２０km ぐらいで北上し、１９日夜には沖縄南方に近づいた。このころから北東に進路を変え、四国沖を進み２０日夜半過ぎに室戸付近へ、非常に強い大型の台風として時速６０km で上陸した。上陸後は、徳島の西、淡路島、神戸市、和田岬、深江の北側、宝塚池田付近そして敦賀の西側を通過し、時速は７０km～９０km に速まり、勢力は衰えながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。

イ　昭和２８年９月２５日　台風第１３号

この台風は、トラック島南東１５０km の海上に発生し西から次第に北西に進み、２２日夜には沖ノ鳥島の西方の洋上で急速に発達し猛烈な大型台風となった。この辺から四国沖に向け北上し、２５日１７時過ぎには志摩半島を横断し毎時４０km ぐらいの速さで伊勢湾を経てカムチャッカ半島へ去った。

ウ　昭和３４年９月２６日　伊勢湾台風

この台風は、エニウエトック島の西２５０km の海上で発生した弱い熱帯低気圧が９月２３日にはマリアナ諸島で中心気圧が８９４hpa に発達して超大型台風になり、北上して９月２６日夜には紀伊半島へ上陸、上陸後も勢力があまり衰えなかった。

台風の本国上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側７０km 付近で志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に、記録的な高潮が発生した。

エ　昭和３６年９月１６日　第２室戸台風

マーシャル諸島付近で発生した弱い熱帯低気圧が、９月８日１５時に台風１８号となった。１２日朝にはマリアナ諸島の南西海上で９００hpa の超大型の台風に発達し、１４日夜半には沖縄の東側で進路を変え、１６日朝には四国の南海上から室戸岬をかすめ大阪湾に向かい、同日１３時３０分頃には尼ケ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後１５時には敦賀付近に進んだ。台風の規模や進路は、昭和９年の室戸台風に似た台風であった。

オ　昭和３７年７月２７日　台風第７号

この台風は、硫黄島の東側１，５００km の海上に発生したもので、発生地が非常に北東に偏っていた。

発生後１日は、ほぼ北上、２日目が西進して２７日四国南東の海上で進路を変え、潮岬と白浜の間に１３時頃に上陸し東海道西部、関東北部を通過して三陸沖に去った。海上では中心気圧９６５hpa の中型規模だったが上陸後は急に衰え、２８日には早くも１，０００hpa になり熱帯低気圧となった。

カ　昭和３７年８月２６日　台風第１４号

この台風は、８月２１日９時にマリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近では中心気圧９５０hpa になり、いわゆる夏型特有の小型台風であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から進路を北向き変え、そのまま中部地方に向かって北上、上陸した。２６日の４時頃には中心が三重県の北牟婁郡中島付近に上陸し、その後も北上を続け、琵琶湖付近を通って日本海に抜けた。

キ　昭和４６年８月３０日～３１日　台風第２３号

この台風は、８月２１日９時、南鳥島の南西で発生し、ゆっくり北西から西北西に進み、２８日朝、奄美大島の南東方に達し台風は速度が遅くなった。海上で発達し始めた台風は、屋久島付近を通過する頃には中心気圧が９１５hpa であった。

２９日夜半には大隈半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り３１日昼頃には伊良湖岬をかすめて東方へ去った。

ク　昭和４７年９月１６日　台風第２０号

この台風は、９月１３日１２時、沖ノ鳥島の南５００km に発生し、ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で進路を北から北北東に変えた。一方１５日１５時には低気圧が朝鮮半島北部の元山沖約４００km にあり、前線が南東にのびて、愛知県付近に達し愛知県では、この前線の影響により１５日朝から雨が強くなった。

台風は１６日、１８時３０分潮岬付近に上陸して、その後紀伊半島を縦断し、三重県を経て岐阜県西部を通り、１７日５時には佐渡付近を通過し午後には北海道西岸に達した。

ケ　昭和５４年９月３１日～１０月１日　台風第１６号

９月２３日、ヤップ島の北西海上で台風１６号が発生し、発達しながら北西に進み２６日朝には、沖縄の南南東の海上で中心気圧９２０hpa となり最盛期をとなった。同日昼頃から速度を落とし北向きに進路を変え２９日１５時には奄美大島の東海上に達した。更に台風は北東に進路を変えながら次第に加速し、３０日１８時３０分頃には高知県室戸付近に上陸（中心気圧９５５hpa）した。更に２３時頃には、大阪市に再上陸（中心気圧９６５hpa、大型、並みの強さ）し、岐阜市の北を通って本州を北東に縦断し１０月１日９時には八戸沖へ抜けた。

コ　昭和５４年１０月１９日　台風第２０号

台風２０号は１０月６日１５時トラック諸島の東で台風となり、８日朝から北西に進み始め、９日夜にはグアム島の南海上を通過し急激に発達した。１２日１５時には沖ノ鳥島南南東約４００km の海上で中心気圧８７０hpa を観測し最盛期（大型、猛烈な台風）となった。その後ゆっくりした速さで西北西に進み、１６日朝から北北西に進路を変え、１８日９時には沖縄の南約１５０km の海上に達した。この頃から次第に北東に進路を変えながら加速し、１９日９時４０分に和歌山県白浜付近に上陸（中心気圧９６５hpa、大型、並みの強さ）更に、名古

屋市の西を通って本州を北東に縦断し、１９時には八戸沖へ抜けた。

サ　平成２年９月１９日～２０日　台風第１９号

グアム島の北西海域で発生した弱い熱帯低気圧は、１３日には台風１９号となり発達しながら北西に進み、１６日から１７日にかけゆっくり沖縄の南東海洋に近づき急激に発達した。１７日午後には、中心気圧８９０hpa を記録し猛烈な台風となった。その後台風は北東に進み、９５０hpa 以下の勢力を保ったまま、１９日２０時過ぎには、和歌山県白浜の南に上陸した。上陸後速度を上げ近畿地方から東海地方を通り、本州を縦断し２０日１２時には三陸沖に抜けた。

シ　平成３年９月１８日～１９日　台風第１８号

台風１８号は、１８日沖縄の東海上を加速しながら北東に進み、それに伴い本州沿岸の秋雨前線の活動が活発となった。更に台風は１９日夕方には八丈島の南を通り、夜には銚子沖に達し、２０日早朝には三陸沖で温帯低気圧になった。東海地方を含め、太平洋沿岸各地では記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の１６都県に及んだ。愛知県全域では、１８日午前中から雨となり、夜半過ぎから所々で激しく降り１８日、１９日にかけて１００~３００ミリの大雨となった。名古屋では１９日の雨量２１７．５ミリを観測した。これは累年第２位の記録となった。

ス　平成６年９月２９日～３０日　台風第２６号

９月１９日３時、グアム島の南西海上で台風となった第２６号は、発達しながら北に進路をとり、強い勢力を保ったまま２９日１９時半頃には和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は９５０hpa、中心付近の最大風速は４０m/s であった。上陸後は勢力を弱めながらもやや速度を速め、琵琶湖付近を通って３０日３時には石川県沖に進んだ。

この台風の影響により、東部の山間部では総雨量が２００ミリを越えた。

セ　平成10年9月21 日～ 23日の台風第７号と台風第８号

９月17日21時にフィリピンの西の海上で発生した台風第７号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第８ 号は９ 月２０日に日本の南海上で発生し、北上した。日本への上陸は第8 号の方が早く、２１ 日16 時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の２２ 日13 時過ぎには第7 号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第8 号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、２１ 日夜に一時風雨が強くなった。第8 号は強い雨が顕著で、東部の山間部では２１ 日の２１ 時から2 3時にかけて、1 時間に４０ｍｍ ～ ６０ｍｍ の激しい雨が降った。1 日遅れて上陸した第7 号は、中型で強い勢力を保って２２ 日15 時頃に滋賀県を通り、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風４２．６ｍ／ｓ を観測した。この値は、昭和３４ 年の伊勢湾台風時に観測した４５．７ｍ／ｓ に次ぐ

観測開始以来第2 位の記録となった。

ソ　平成1 2 年9 月1 1 日～ 12 日の台風第1 4 号

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9 月2 日21 時に台風第14 号となった。1 0 日9 時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9 月1 1 日から1 2 日かけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風第1 4 号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は2 0 箇所に達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大1 時間降水量9 7 ． 0 ｍｍ 、日最大降水量4 2 8 ． 0 mm、月最大2 4 時間降水量5 3 4 ． 5 ｍｍ は、いずれも統計開始以来最も多い値となった。台風は、1 2 日1 9 時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み1 6 日1 5 時には日本海西部で温帯低気圧となった。

タ　平成1 5 年8 月8 日～ 9 日の台風第1 0 号

台風第1 0 号は8 月3 日1 5 時にフィリピンの東で発生し、7 日1 5時には大型で非常に強い台風となった。台風第1 0 号は強い勢力を維持したまま8 日2 1 時3 0 分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9 日6 時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、1 0 日6 時に千島近海で温帯低気圧に変わった。台風第1 0 号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で3 9 0 ｍｍ の総降水量を観測するなど愛知県東部の山地で雨量が多くなった。風も非常に強く吹き、名古屋で9 日6 時1 7 分に東南東の風2 8 ． 0 ｍ /s、伊良湖で9 日1 時2 6 分に南の風2 7 ． 3 ｍ / ｓ の最大瞬間風速を観測した。

チ　平成1 6 年1 0 月8 日～ 9 日の台風第2 2 号

台風第2 2号は、1 0 月4 日1 2 時にフィリピンの東で発生し、8 日3 時には中心気圧9 2 0 ｈＰａ 、中心付近の最大風速5 0 ｍ / ｓ の非常に強い台風となった。その後、　台風はゆっくり北上し、9 日1 6 時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖を進み1 0 日9 時に日本の東で温帯低気圧となった。台風が愛知県に最も接近したのは9 日1 4 時から1 5 時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで2 日間で3 0 0 ｍｍ を超える大雨となり、9 日には約半数の観測所で1 0 月としての日降水量の極値を更新した。

ツ　平成1 6 年1 0 月2 0 日～ 2 1 日の台風第2 3 号

台風2 3 号は、1 0 月1 3 日9 時にマリアナ諸島で発生し、1 6 日2 1 時には中心気圧9 4 0 ｈＰａ 、中心付近の最大風速4 5 ｍ / ｓ 、暴風半径2 8 0 ｋｍ 、強風半径1 1 0 0 ｋｍ の超大型で非常に強い台風となった。その後、台風第2 3 号はゆっくり北上し、2 0 日1 3時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海

地方を経て21 日9 時に関東の東海上で温帯低気圧となった。台風の中心が愛知県に最も接近したのは20 日宵の内から夜遅くで、名古屋では20 日18 時39 分に南の風33．2ｍ/s、伊良湖では17 時28 分に南東の風35．2ｍ/ｓの最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で265ｍｍとなり、東三河北部を中心に200ｍｍを超える大雨となった。

テ　平成２１年１０月７日～８日の台風第１８号

台風第１８号は９月３０日９時に発生し、ゆっくりと西に進み、１０月４日９時にはフィリピンの東で、中心気圧９２０hPa、最大風速５５m/sの猛烈な台風に発達した。台風は６日から７日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧９４０hPa、最大風速４５m/sの強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、８日午後５時過ぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。この台風の影響により、伊良湖では８日に日最大瞬間風速３９．９m/sを観測した（１９５３年の観測開始以来１０月の極値を更新）。また、名古屋では、８日に日最大1時間降水量６７．０㎜を観測した（１８９０年の観測開始以来１０月の極値を更新）。